

全体構想編

1. 全体構想の作成にあたって
2. 菊川市都市政策の根本的な考え方（3本柱）
3. 都市づくりの基本理念
4. 将来都市像
5. 将来都市構造
6. 分野別基本方針

1. 全体構想の作成にあたって

全体構想とは、菊川市全体の将来の都市づくりの基本的な考え方を示したものであり、「菊川市都市政策の根本的な考え方」、「都市づくりの基本理念」、「将来都市像」、「将来都市構造」及び「分野別基本方針」の、5つの大項目で構成しています。また、全体構想作成にあたって、「現状及び課題」、「上位・関連計画」及び「地域からの課題・提案」の3つの視点から必要な事項を盛り込んでいます。

「現状及び課題」とは、菊川市の自然的・社会的条件を踏まえつつ、近年の社会経済情勢から判明する課題や、土地利用や道路交通などの各分野の課題を明らかにしたものであり、これらの課題を解決するための考え方を全体構想に盛り込んでいます。

「上位・関連計画」とは、第1次菊川市総合計画や第1次菊川市国土利用計画、また東遠広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など、菊川市都市計画マスタープランの上位に位置する計画や、その他の関連計画のことであり、これらの既決定計画に示されている方針を踏まえるとともに、整合・連携を図った考え方を全体構想に盛り込んでいます。

「地域からの課題・提案」とは、地区センターを核とする11の地域コミュニティごとに開催した『地域協議会』において、地域の皆さんから寄せられた「まちづくりの課題」や「まちづくりの提案」などを踏まえ、全市的な考え方として反映することが重要かつ必要なものを全体構想に盛り込んでいます。

以上のように、菊川市都市計画マスタープランの全体構想は、将来の都市づくりの基本的な考え方を、多角的かつ総合的な見地から作成しています。

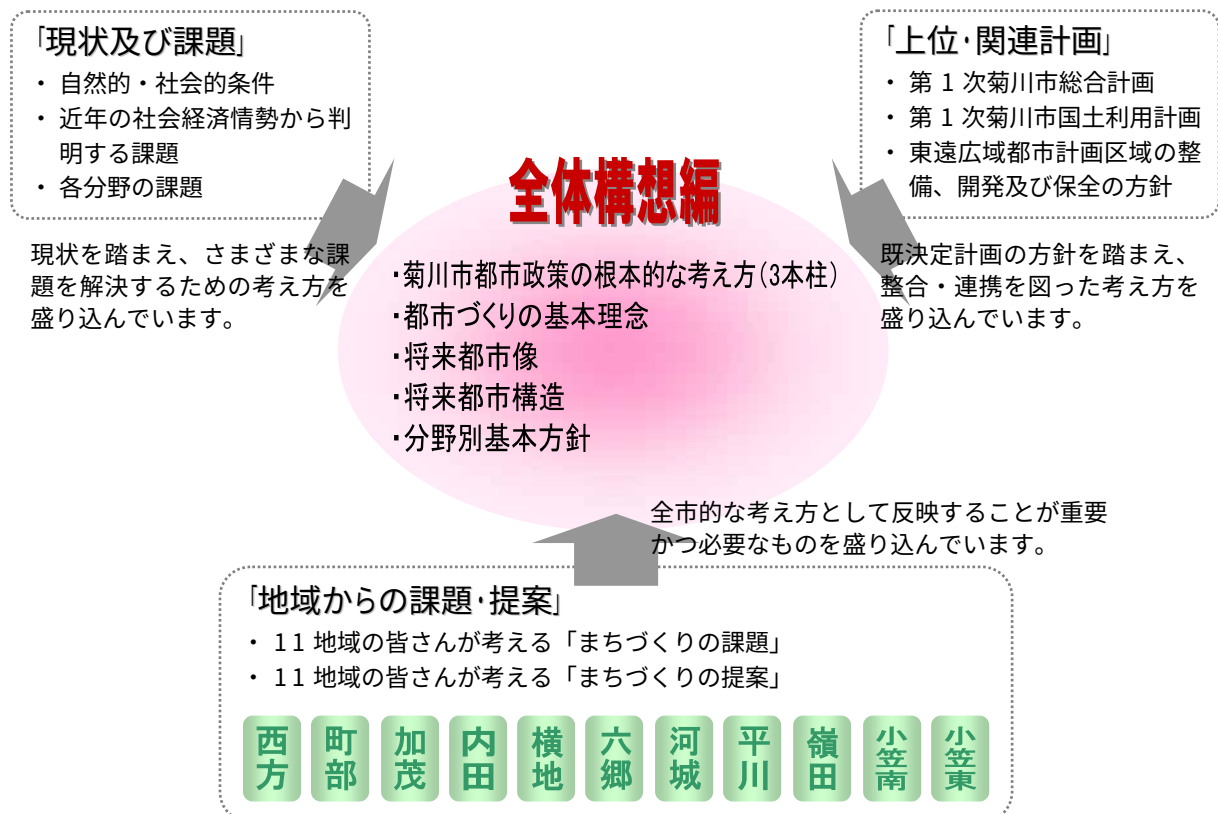


図. 全体構想作成の3つの視点

2. 菊川市都市政策の根本的な考え方(3本柱)

昨今の社会経済情勢の変化を背景とした、都市が抱える今日的課題や将来の見通しを踏まえるとともに、『第1次菊川市総合計画』及び『第1次菊川市国土利用計画』において「市域全体の一体性の確保と均衡ある発展」として掲げられた目標や、本市の実情・実態等を加味した上で、これからの本市に必要な都市政策の根本的な考え方を示します。

《根本的な考え方 その1》

ネットワーク型都市構造の構築による、一体性の高い都市づくり

～無秩序な市街地拡大の抑制による都市経営コスト増大の防止～

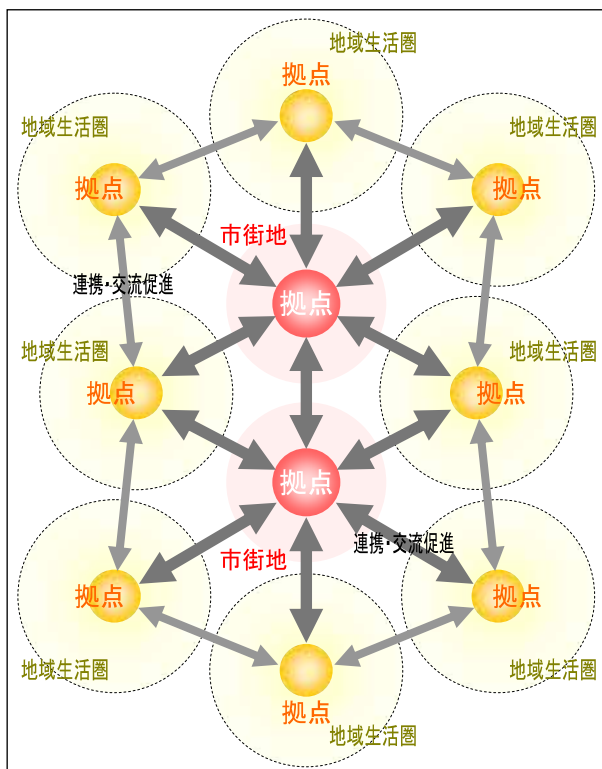
～拠点の明確化と拠点間の連携強化による交流の促進～

本格的な人口減少社会の到来を迎えた本市においては、これまでの人口増加を前提とした「量」重視の都市づくりから、既存ストックも有効に活用する「質」重視の都市づくりに転換していかなばなりません。そのため、今後は無秩序な市街地拡大の抑制を図り、都市経営コストが必要以上に増大しないよう留意する必要があります。

このような必要性がある中、もともと本市では、集落地が自然発生的に市内各所に形成されてきた経緯があるため、地域生活圏が広範囲にわたって分布しているのが実情です。平成17年の国勢調査によると、市街地内（用途地域内）には20,437人が、また市街地外（用途地域外及び都市計画区域外）には27,065人が居住しており、その比率は概ね1：1.3となっています。

以上のような、本市の都市としての形成経緯や、現在の地域生活圏の分布状況を踏まえた上で適正な都市経営を行うためには、多くの都市機能が立地する都市活動の中心的な場、地域生活圏の中での地域活動の中心的な場を、それぞれ「拠点」として明確化する必要があります。さらに、これらの「拠点」を相互に結ぶとともに、その連携を強めることによって交流を促進し、都市としての一体性を高めていくことが必要です。

以上により、本市では『ネットワーク型都市構造の構築による、一体性の高い都市づくり』を都市政策の根本的な考え方とし、今後の都市づくりを進めていきます。



(ネットワーク型都市構造のイメージ)

《根本的な考え方 その2》

拠点の充実・強化による、機能性の高い都市づくり

～拠点の役割に応じた適正な土地利用の誘導～

～拠点の安全性・快適性・利便性を高める適正なインフラ整備の推進～

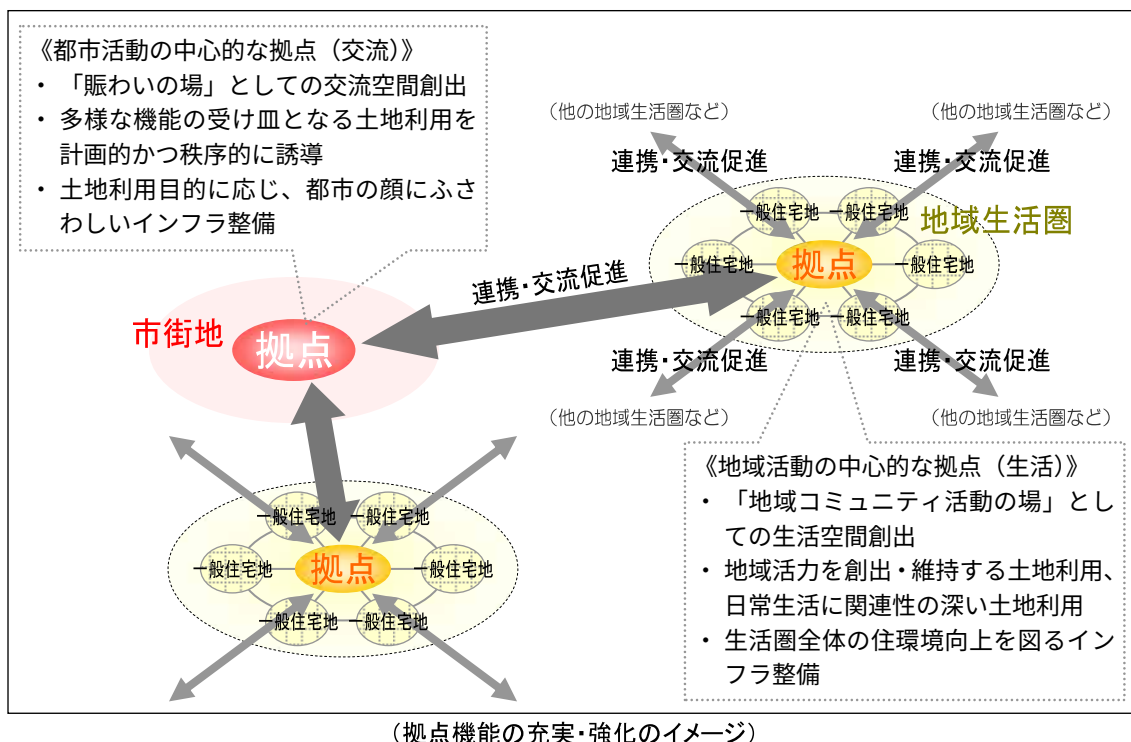
ネットワーク型都市構造による都市づくりを進めていくにあたっては、各所に配置されるそれぞれの拠点が、都市全体の中での位置づけに基づく適切な機能を備えていることが必要です。そして、拠点の機能が充実・強化された上で互いにネットワークすることにより、都市としての一体性・機能性がより高まります。

そのためには、各々の拠点において適正な土地利用の誘導と適正なインフラ整備を図ることが必要です。

都市活動の中心的な拠点とは、さまざまな目的を持った人々がそこに集まり、働き、暮らし、交流する「賑わいの場」であり、そのような空間を創出することが拠点としての役割であると言えます。ここでは、商業・業務・居住・文化・行政といったさまざまな機能が集中するため、その受け皿となる土地利用を計画的かつ秩序的に誘導します。また、拠点の土地利用目的に応じるとともに、都市の顔にふさわしいインフラ整備を推進して、拠点の安全性・快適性・利便性を高めます。

一方、地域活動の中心的な拠点とは、地域生活圏で生活する人々が集まり、交流する「地域コミュニティ活動の場」であり、そのような空間を創出することが拠点としての役割であると言えます。ここでは、地域コミュニティ施設や義務教育施設をはじめ、生活利便施設や地域活性化施設など、地域の活力を創出・維持するとともに、日常的な生活と関連性の深い土地利用の実現に努めます。また、拠点を含む地域生活圏全体の安全性・利便性・快適性を高めるため、特に住環境向上を図るためのインフラ整備の充実に努めます。

以上により、本市では『拠点の充実・強化による、機能性の高い都市づくり』を都市政策の根本的な考え方とし、今後の都市づくりを進めていきます。



《根本的な考え方 その3》

地域資源の有効活用による、個性と魅力のある都市づくり

～自然、歴史・文化、景観などの活用による都市の魅力と付加価値の向上～
～人と人との交流により生み出される力・知恵・新たな価値観の有効活用～

少子高齢・人口減少社会の進展に加え、地球温暖化など環境問題への意識の高まり、また行政の広域化に伴う都市間競争の激化や地方分権改革の推進など、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、今日、都市や地域が有する「資源」について、その重要性が再認識されつつあります。都市づくりにおいて注目すべき資源としては、「自然資源」、「歴史・文化的資源」、「景観資源」、そして「人的資源」があり、これらを守り、育み、活用し、表現することによって、都市や地域の個性が光り輝き、磨かれ、魅力が高まります。

本市には、菊川・西方川・牛渕川・丹野川などの“水”や、火剣山から牧之原台地にかけての山林、そして生活に身近な里山といった“緑”など、多くの自然資源を有しています。「うるおい」や「やすらぎ」など、都市が自然から享受する恩恵は大きく、これらは先代から遺された財産として、そして次代に引き継ぐ財産として保全を図る必要があります。一方で、地球温暖



化等の環境問題が顕在化しつつある現代において、環境との共生は非常に重要なテーマです。そのため、自然環境にやさしい資源循環型都市づくりを進めながら、自然を知り、自然を体験し、自然から学ぶことのできる、かけがえのない自然資源を有効に活用した都市づくりを進め、本市の魅力と付加価値の向上を目指します。

黒田家代官屋敷や応声教院、また横地城跡や高田大屋敷跡などは、本市が歩んできたこれまでの歴史を垣間見ることのできる貴重な建造物・史跡です。また、潮海寺八坂神社祇園祭りや市内各所で催される秋祭りなどは、地域に脈絡と受け継がれてきた伝統や文化を表現する「ハレの場」であり、また、それを感じることのできる貴重な機会です。本市の都市づくりでは、これらの貴重な歴史・文化的資源を保全す



るとともに、市民や地域住民のコミュニティ形成の場として、また市外からの来訪者との交流の場として有効に活用し、本市の魅力と付加価値の向上を目指します。

本市は全国でも有数の茶処であり、「お茶のまち菊川」として知られています。特に、本市東部に位置する牧之原台地一帯には、「牧之原大茶園」と呼ばれるほどの大規模な茶畑が広がっており、茶処として印象づける緑豊かな茶園風景が見られます。また、本市

を北から南に貫流する菊川や牛渕川の周辺一帯には水田が広がり、うるおいのある田園風景が見られます。特に、本市中央部から南部にかけての平坦地には、一団性の高い水田が多く、水田周辺の集落と相まって、のどかな農村景観を創出しています。一方で、本市北部の丘陵地には「千框」と呼ばれる棚田があり、平坦地には見られない変化のある景観を愉しむことができます。

このように、本市には、日本の原風景とも言える茶園風景や田園風景のほか、身近な里山と集落が一体となった‘ふるさと’を感じる景観や、遠く富士山を望む良好な眺望景観など、数多くの景観資源を有しています。これらの景観資源を‘心のゆとり’や‘心の豊かさ’を実感できる貴重な資源として保全するとともに、次代に残していくための取り組みや、景観資源を有効に活用した都市づくりを進め、本市の魅力と付加価値の向上を目指します。



人口が右肩上がりに増加していた時代に比べ、人口が減少局面に入り、また少子化や高齢化が進展している現代においては、物質的豊かさ（量）よりも精神的豊かさ（質）への欲求が高まってきています。しかし、その一方で、ライフスタイルや個人の価値観などの変化に伴い、人と人とのつながりの希薄化やコミュニケーションの不足が指摘されています。このような時代背景の中、これからの都市づくりには資源としての「人」を欠かすことはできません。

集落地の形成・発展により都市が形成されてきた本市では、自治会などの地縁型コミュニティが充実している一方、地域生活圏ごとに設置されている地区センターやコミュニティセンターを舞台に、目的型コミュニティとしての機能も有する「コミュニティ協議会」の活動も、年々充実化・活発化してきています。また、本市は県下でも数多くの外国人を受け入れている自治体であり、‘多文化共生’を合言葉に、地域住民と外国人との交流を深めるさまざまな取り組みやイベントが行われています。



このように、本市には、都市づくりを進めていく上での人的資源が豊富であり、活動の場やその仕組みなどの環境整備が整いつつあります。少子高齢・人口減少社会の進展が見られる今だからこそ、あらためて人と人との交流により生み出される力や知恵、また新たな価値観を都市づくりに活かし、本市の魅力と付加価値の向上を目指します。

以上により、本市では『地域資源の有効活用による、個性と魅力のある都市づくり』を都市政策の根本的な考え方とし、今後の都市づくりを進めていきます。

3. 都市づくりの基本理念

「2. 菊川市都市政策の根本的な考え方（3本柱）」を踏まえつつ、これからの菊川市の都市づくりを進める上での基本理念を定めるとともに、キャッチフレーズとしての都市づくりのテーマを設定します。

○住み続けることに安心と喜びを感じる都市づくり —「生活基盤」の充実・向上—

誰もが安全・安心・快適に定住し続けることができるように、生活の場を適切に確保するとともに、都市施設や交通施設の安全性と快適性を高め、良好な住環境を維持・創出する都市づくりを進めます。

また、地震や風水害などのあらゆる自然災害に対して市民の自主防災意識と連帯意識を高めるとともに、防災・減災対策を推進する都市づくりを進めます。

○賑わいと活力を生み出す都市づくり —「都市活力」の創出・創造—

中心市街地などの都市拠点や、工業地などの産業拠点等における都市機能の整備・充実と適切な土地利用を進めるとともに、拠点間の人・物・情報の連携・交流を促進して、賑わいと活力を創出する都市づくりを進めます。

また、富士山静岡空港や御前崎港等の広域拠点の利用促進を図りながら、自然・産業・観光など、本市の魅力を発信する取り組みを推進します。

○環境と調和・共生した都市づくり —「環境共生」への取り組み—

菊川を代表とする河川や、周辺の森林・里山など、本市が有する豊かな自然資源の保全とネットワーク化を図るとともに、これらの水・緑に気軽に親しむことができる都市づくりを進めます。

また、地球温暖化等の環境問題に対する市民意識の高揚を図るとともに、環境への負荷の軽減と、限りある資源の循環活用に取り組む都市づくりを進めます。

○個性的で誇りの持てる都市づくり —「地域資源」の保全・活用—

都市拠点や生活の場など、それぞれにふさわしい景観を適切に形成・誘導することにより、本市としての、また地域としての「顔づくり」を進めます。

また、昔ながらの美しい自然・田園・茶園景観や、今日まで受け継がれてきた歴史ある伝統・文化など、地域が有する貴重な資源の保全と有効活用を促進しながら、市民が誇りと愛着を持ち、本市への来訪者一人ひとりが魅力を感じる個性的な都市づくりを進めます。

○市民・事業者・行政等の協働による都市づくり —「自立・協働」の意識高揚—

あらゆる場面で市民・事業者・行政等の協働による都市づくりを進めるとともに、市民が積極的に参加・参画することのできる仕組みづくりを進めます。

ー都市づくりのテーマー

大切な水・緑を守り育み、いきいきとした^{まち}くらしを創造する都市・菊川

菊川市の都市づくりの基本的な方針となる『菊川市都市計画マスタープラン』では、第1次菊川市総合計画の将来像である「みどり 次世代 ～人と緑・産業が未来を育むまち～」を踏まえながら、豊かな自然資源を将来にわたって守り、定住・交流の促進と産業の発展による活力のある（いきいきとした）市民生活の創造を目指すことを、都市づくりのテーマとして掲げました。

「大切な水・緑を守り育み」とは、菊川市が有する菊川などの水や、北部山間地・牧之原台地などに広がる緑など、豊かな自然資源を保全・活用することによって、うるおいのある都市環境の創出を図るとともに、環境に負荷のかからない、環境にやさしい資源循環型社会の形成を図ることが、水・緑を育むことにも繋がるという意味を持っています。

「いきいきとしたくらしを創造する」とは、市民の都市づくり・地域づくりへの積極的な参画の促進と、それらに係る取り組み・活動への支援を行いながら、生活・産業などあらゆる場面で活力の創出に寄与する都市づくり（適切な整備・開発・保全）を進め、また安全で安心できる都市環境を創出することにより、市民がいきいきとした生活を送ることができるという意味を持っています。



4. 将来都市像



4-1 将来フレーム

(1) 将来人口フレーム

平成 23 年 2 月に公表された「平成 22 年国勢調査 人口速報集計結果（以下、「速報値」という。）」によると、本市の平成 22 年 10 月 1 日現在の人口は、前回調査の平成 17 年と比べて約 1.0%減の 47,035 人となっており、静岡県と同様、これまで増加を維持してきた人口が初めて減少に転ずる結果となっています。

この結果から、本市においては、本格的な人口減少社会が到来したことの認識に加え、平成 18 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」の結果や見解を踏まえ、本市の人口は今後緩やかな減少傾向を続けるものと想定します。

以上のことから、「菊川市都市計画マスタープラン」では、中間年次である平成 32 年において 45,400 人を、また目標年次である平成 42 年において 42,900 人を人口フレームとして設定します。

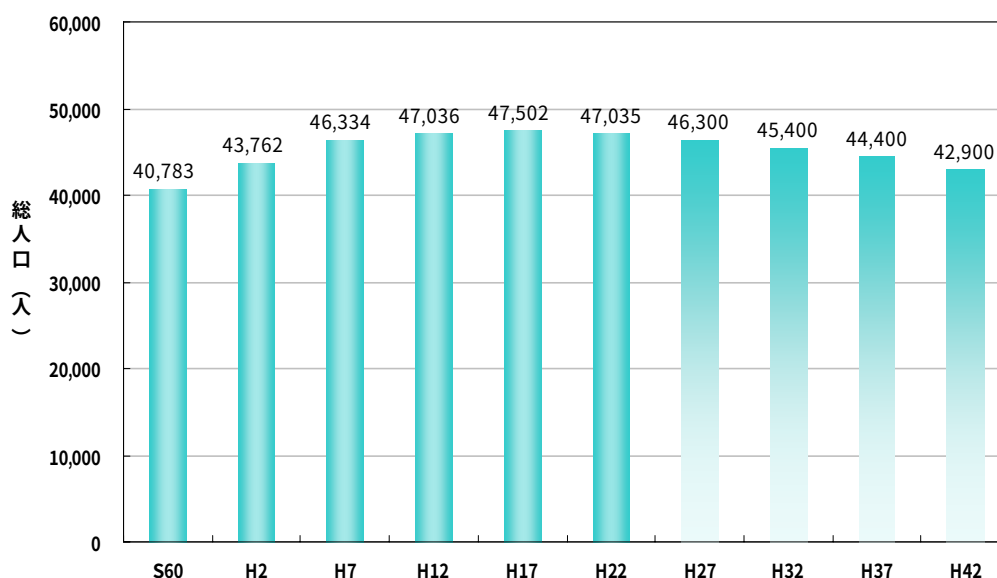


図. 将来人口フレーム（※S60～H22 の人口は国勢調査結果に基づく実績値（H22 は速報値）です。）

人口フレーム

平成 32 年（中間年次）	45,400 人
平成 42 年（目標年次）	42,900 人

(2) 将来世帯数フレーム

速報値によると、本市の平成 22 年 10 月 1 日現在の世帯数は 15,474 世帯であり、増加を続けています。一方、時代やライフスタイル等の変化に伴う核家族化等の進展を受け、世帯あたり人員は年々減少する傾向となっており、平成 22 年では約 3.04 人となっています。

世帯数が増加し、世帯あたり人員が減少する傾向は、今後しばらくの間は続くものと考えられますが、県全体での世帯数動向に加え、平成 18 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」の結果や見解も踏まえて、本市の世帯数は平成 37 年頃にピークを迎えるものと想定します。

以上のことから、「菊川市都市計画マスタープラン」では、中間年次である平成 32 年において 16,500 世帯（世帯あたり 2.75 人）を、また目標年次である平成 42 年において 16,600 世帯（世帯あたり 2.59 人）を世帯数フレームとして設定します。

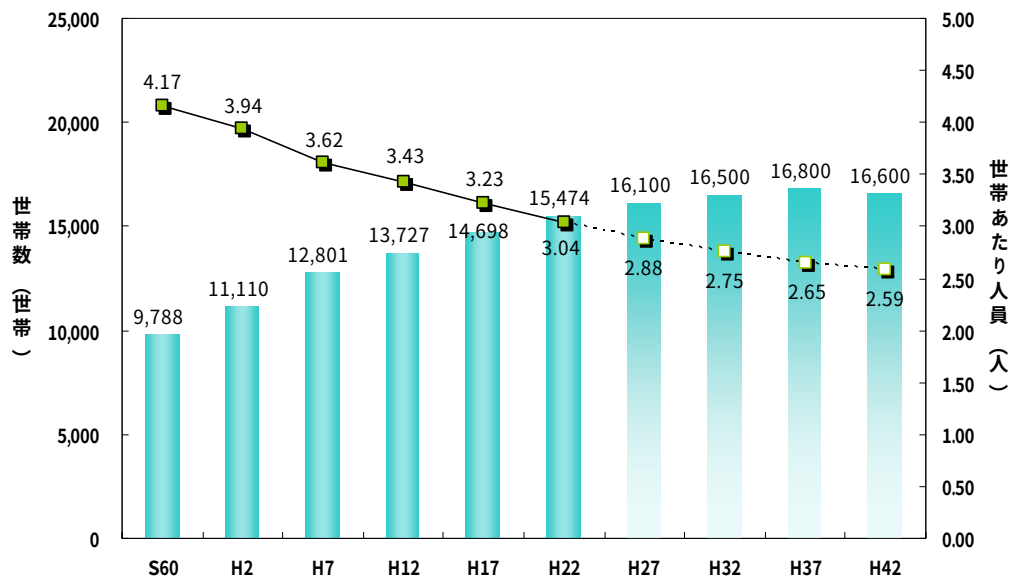


図. 将来世帯数フレーム (※S60～H22 の世帯数は国勢調査結果に基づく実績値 (H22 は速報値) です。)

世帯数フレーム	平成 32 年（中間年次）	16,500 世帯
	平成 42 年（目標年次）	16,600 世帯

(3) 将来就業人口フレーム

速報値による平成 22 年の本市の総人口及び過去の産業別就業人口の推移から、平成 22 年の産業別就業人口は、第 1 次産業が 3,400 人程度、第 2 次産業が 10,900 人程度、第 3 次産業が 12,600 人程度であると想定されます。

本市の産業別就業人口の推移をみると、第 1 次産業は一貫して減少傾向を、第 3 次産業は一貫して増加傾向を示しています。また、第 2 次産業は平成 12 年をピークに減少に転じており、以後減少傾向が続いています。

このような全体傾向は今後も続き、第 1 次産業及び第 2 次産業就業人口はさらに減少し、また第 3 次産業就業人口はさらに増加していくものと考えられます。

以上のことから、「菊川市都市計画マスタープラン」では、中間年次である平成 32 年の就業人口フレームとして、第 1 次産業を 3,000 人、第 2 次産業を 9,700 人、第 3 次産業を 13,900 人に設定します。また、目標年次である平成 42 年においては、第 1 次産業を 2,500 人、第 2 次産業を 8,000 人、第 3 次産業を 14,500 人に設定します。

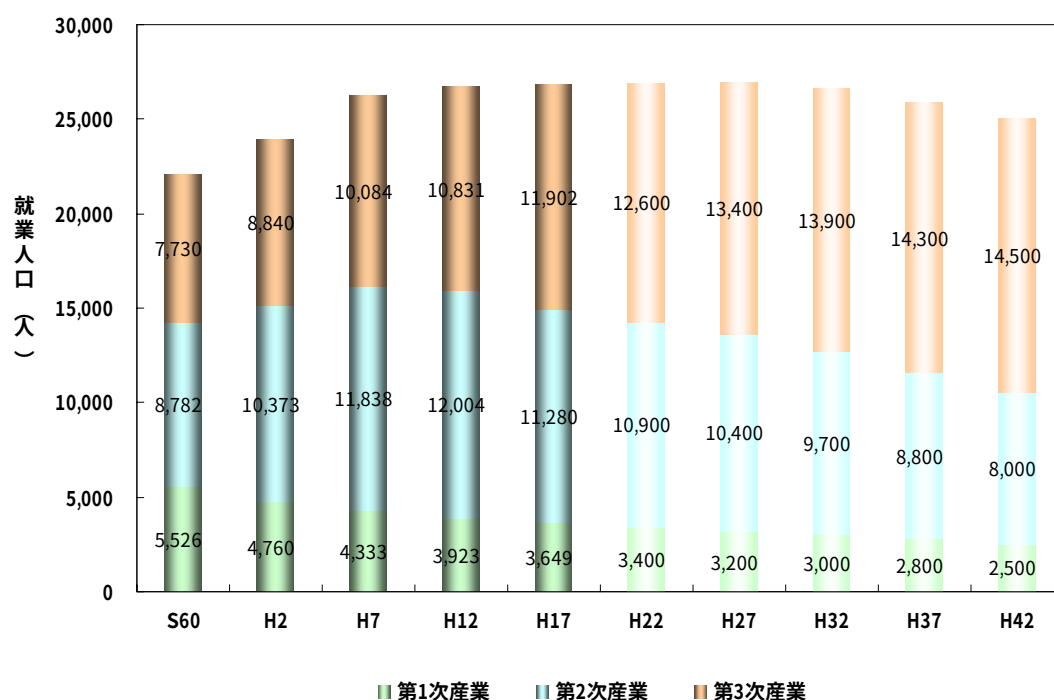


図. 将来就業人口フレーム

(※S60～H17 の産業別就業人口は国勢調査結果に基づく実績値です。)

(※H22 の産業別就業人口は速報値と過去の推移に基づく想定値です。)

就業人口フレーム	平成 32 年 (中間年次)	第 1 次産業： 3,000 人
		第 2 次産業： 9,700 人
		第 3 次産業： 13,900 人
	平成 42 年 (目標年次)	第 1 次産業： 2,500 人
		第 2 次産業： 8,000 人
		第 3 次産業： 14,500 人

(4) 将来産業フレーム

① 将来工業フレーム（将来製造品出荷額）

「工業統計調査」によると、菊川市の製造品出荷額は平成 20 年まで増加傾向を示していたものの、世界的金融経済危機等の影響を受けた結果、平成 21 年には減少に転じ、前年を大きく下回る結果となっています。

このように、製造品出荷額は景況変動に大きな影響を受けやすいと言えますが、製造業は本市の活力を創出し、また本市の発展を支える重要な基幹産業であることから、工業立地の促進等による出荷額の回復と経年的な増加基調を維持するものとし、「菊川市都市計画マスタープラン」の中間年次である平成 32 年の製造品出荷額を 2,706 億円に、また目標年次である平成 42 年の製造品出荷額を 2,785 億円と設定します。

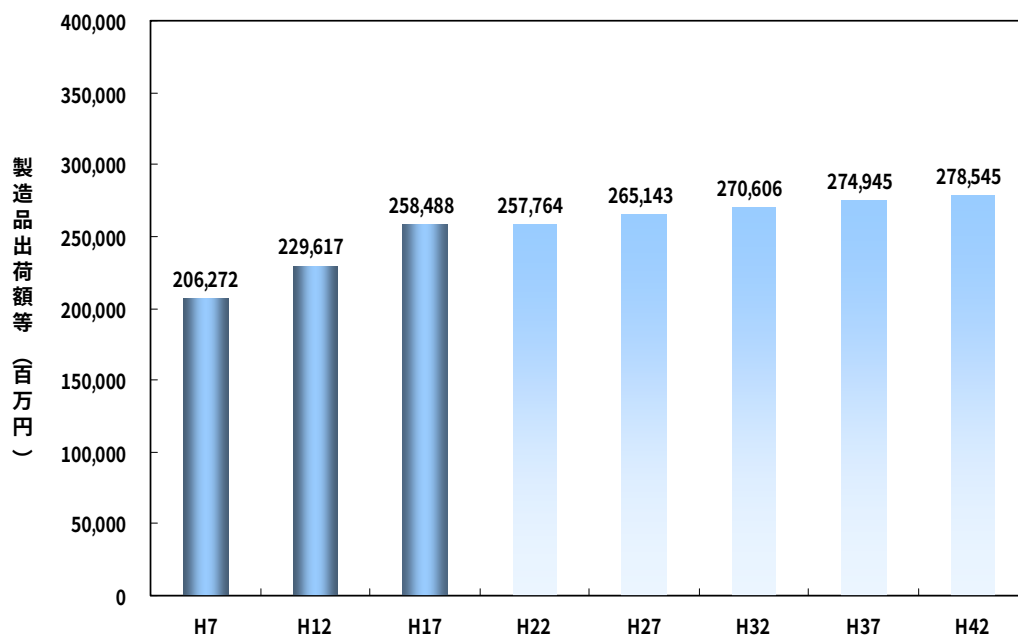


図. 将来工業フレーム（製造品出荷額） ※H17 価格

産業フレーム (製造品出荷額)	平成 32 年（中間年次）	2,706 億円
	平成 42 年（目標年次）	2,785 億円

※製造品出荷額の実績値は、毎年の物価変動を考慮するため、日本銀行が公表している国内企業物価指数により、平成 17 年の物価指数を 100.0 とした場合の出荷額に換算しています。
※上記により、将来の製造品出荷額についても、平成 17 年の物価に準じた出荷額として算出しています。

②将来商業フレーム（将来卸・小売業生産額）

「しずおかけんの地域経済計算」によると、菊川市の卸・小売業生産額は年次によって変動が見られるものの、経年的には、概ね横ばい傾向を示しています。なお、「商業統計調査」によると、菊川市では飲食料品業のシェアが最も高く、続いて機械器具卸売業、自動車・自転車小売業となっています。また、本市の大規模小売店舗は 10 店舗ありますが、そのすべてが床面積 5,000 ㎡未満となっており、大規模小売店舗での販売額は小売業の年間商品販売額全体の約 24%を占めています。

製造品出荷額と同様に、卸・小売業生産額についても景況変動に大きな影響を受けやすいと言えますが、これまでの横ばい傾向を今後も維持し、「菊川市都市計画マスタープラン」の中間年次である平成 32 年の卸・小売業生産額を 107 億円に、また目標年次である平成 42 年の卸・小売業生産額を 108 億円と設定します。

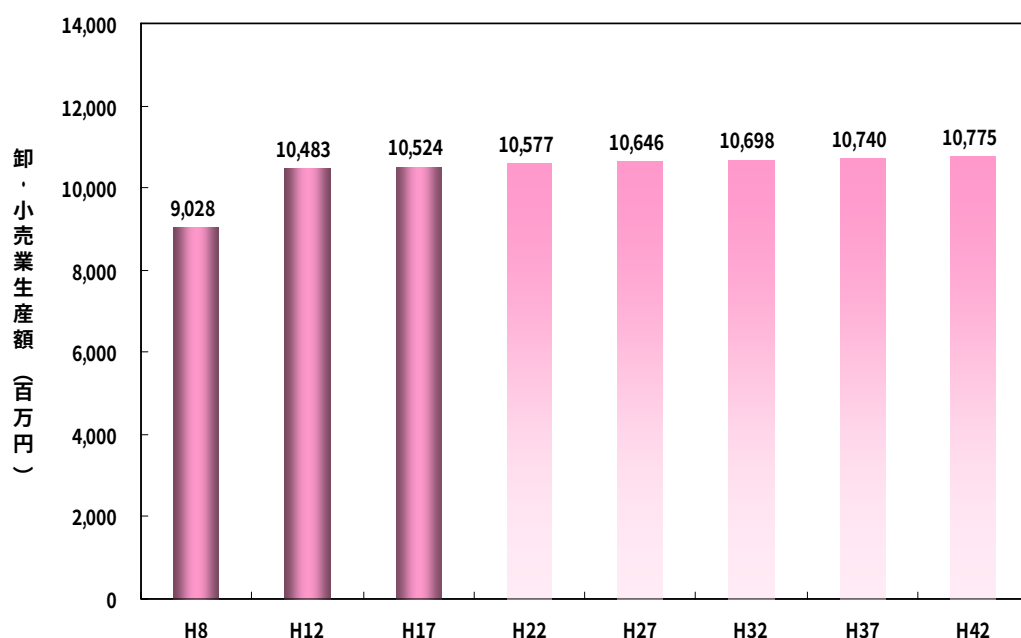


図. 将来商業フレーム（卸・小売業生産額） ※H17 価格

産業フレーム (卸・小売業生産額)	平成 32 年 (中間年次)	107 億円
	平成 42 年 (目標年次)	108 億円

※卸・小売業生産額の実績値は、毎年の物価変動を考慮するため、日本銀行が公表している国内企業物価指数により、平成 17 年の物価指数を 100.0 とした場合の生産額に換算しています。

※上記により、将来の卸・小売業生産額についても、平成 17 年の物価に準じた生産額として算出しています。



4-2 将来都市像



基本理念：住み続けることに安心と喜びを感じる都市づくり — 「生活基盤」の充実・向上—
を実現するために…

■安全・安心・快適に住み続けることができる都市づくりを進めます。

- 土地区画整理事業などの都市基盤整備事業や、地区計画などの制度の活用を推進し、良好な定住環境の創出及び維持・向上を図ります。
- 道路などの公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、高齢者や障がい者を始めとする誰もが安心して快適に移動できる交通環境の整備を図ります。
- 地区センターなどの地域コミュニティ施設の適切な維持管理を図り、地域住民の交流や子育て支援など、地域コミュニティ活動を充実・支援するための都市づくりを進めます。
- 公共下水道等の整備を進め、衛生的な住環境の創出及び維持を図るとともに、河川の水質保全を図ります。
- 市民一人ひとりの自主防犯意識や地域連帯感を高めるとともに、犯罪防止に効果のある施設・設備等の整備を進めることにより、犯罪の起きにくい都市づくりを目指します。

■災害に強い都市づくりを進めます。

- 地震や風水害などの災害に強いまちづくりを目指すため、河川等の適切な整備・維持管理を推進するとともに、道路・公園等の都市基盤の整備と適切な建築物の立地誘導を図るなど、防災と減災の両面から都市づくりを進めます。
- 市民一人ひとりの自主防災意識を啓発し、日常的な取り組みや災害時の備えを充実する都市づくりを進めます。

✓
基本理念：賑わいと活力を生み出す都市づくり ―「都市活力」の創出・創造―

を実現するために…

■ 産業基盤の維持・創出を図る都市づくりを進めます。

- 産業による都市の活力と魅力を高めるため、既存産業の維持を図るとともに、中心市街地や産業拠点における都市基盤の整備と企業等の立地誘導を進めます。
- 産業活動の拠点を適正に配置し、周辺の自然環境や生活環境に配慮して土地の健全かつ有効な利用を図ります。

■ 産業活動や交流を支える交通体系が整った都市づくりを進めます。

- 都市の骨格を形成するとともに、市内の都市拠点や産業拠点と富士山静岡空港・御前崎港などの広域拠点を効果的に利用促進する幹線道路網の整備を進めます。
- 鉄道交通やバス交通など、市民の日常の足となっている既存公共交通機関の利用促進を図りながら、地域の特性や需要動向を踏まえた公共交通サービスの提供と充実を図ります。



基本理念：環境と調和・共生した都市づくり —「環境共生」への取り組み—

を実現するために…

■ 豊かな自然資源を保全・活用する都市づくりを進めます。

- 菊川などに代表される河川や周辺の森林・里山など、つながりのある豊かな自然資源を都市の骨格として保全するとともに、これらに調和したうるおいを感じられる環境の創出を図ります。
- 生活に身近な自然資源の保全を図るとともに、気軽に水や緑に親しむことができるような空間の創出を図ります。

■ 持続可能な資源循環型の都市づくりを進めます。

- 地球温暖化等の環境問題に対応するため、限りある資源を有効に活用するとともに、3 R（Reduce（廃棄物の発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用））等の取り組みによる資源循環型の都市づくりを進めます。
- 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの発生を抑えるなど、環境への負荷を軽減するための取り組みを推進するとともに、環境に対する市民への意識醸成を図ります。

✓
基本理念：个性的で誇りの持てる都市づくり —「地域資源」の保全・活用—

を実現するために…

■美しく誇りの持てる景観を創出する都市づくりを進めます。

- JR菊川駅周辺、東名高速道路菊川IC周辺及び下平川周辺など、拠点として機能する地域の都市環境整備を進め、本市の「顔」としてふさわしい景観形成を図ります。
- 生活にゆとりやうるおい、また安心感を得ることができる身近な景観の保全と創出を図ります。
- 茶園や田園、里山など、旧来から受け継がれてきている美しい原風景を保全するとともに、まちづくりの資源としての有効活用を図ります。

■歴史・文化・観光などの資源を有効に活用した都市づくりを進めます。

- 歴史・文化など、地域の個性を表す資源を保全するとともに、資源のネットワーク化を図り、まちづくりへの有効活用を推進します。
- 観光資源の保全と発掘を推進するとともに、これらのネットワーク化を図ることによって、人と人との交流を促進します。



基本理念：市民・事業者・行政等の協働による都市づくり —「自立・協働」の意識高揚—
を実現するために…

■ 市民・事業者と行政の協働による都市づくりを進めます。

- 市民や事業者などがまちづくりに積極的に参加・参画することのできる仕組みづくりを推進し、行政との協働により、誰もが郷土に愛着と誇りの持てる都市づくりを推進します。
- 市民や事業者が自らまちづくりについて考えることのできる環境整備を推進し、提案型まちづくりなど、市民等の発意による都市づくりを促進します。
- 地域単位のまちづくりを促進するため、地域コミュニティの維持・充実を図ります。

5. 将来都市構造

菊川市の将来の都市の骨格的な姿を将来都市構造として構築します。構築にあたっては、「2. 菊川市都市政策の根本的な考え方（3本柱）」における「ネットワーク型都市構造の構築による、一体性の高い都市づくり」及び「拠点の充実・強化による、機能性の高い都市づくり」の2つの考え方を基本とするものとします。

さらに、上位計画である『第1次菊川市総合計画』における土地利用概念図や、『第1次菊川市国土利用計画』における土地利用構想図、また『東遠広域都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』における将来市街地像図の考え方も踏まえるものとします。

以上の考え方にに基づきながら、将来都市像で掲げた方針をイメージ化するものとして、「ゾーン」、「拠点」及び「都市軸」からなる将来都市構造を構築します。

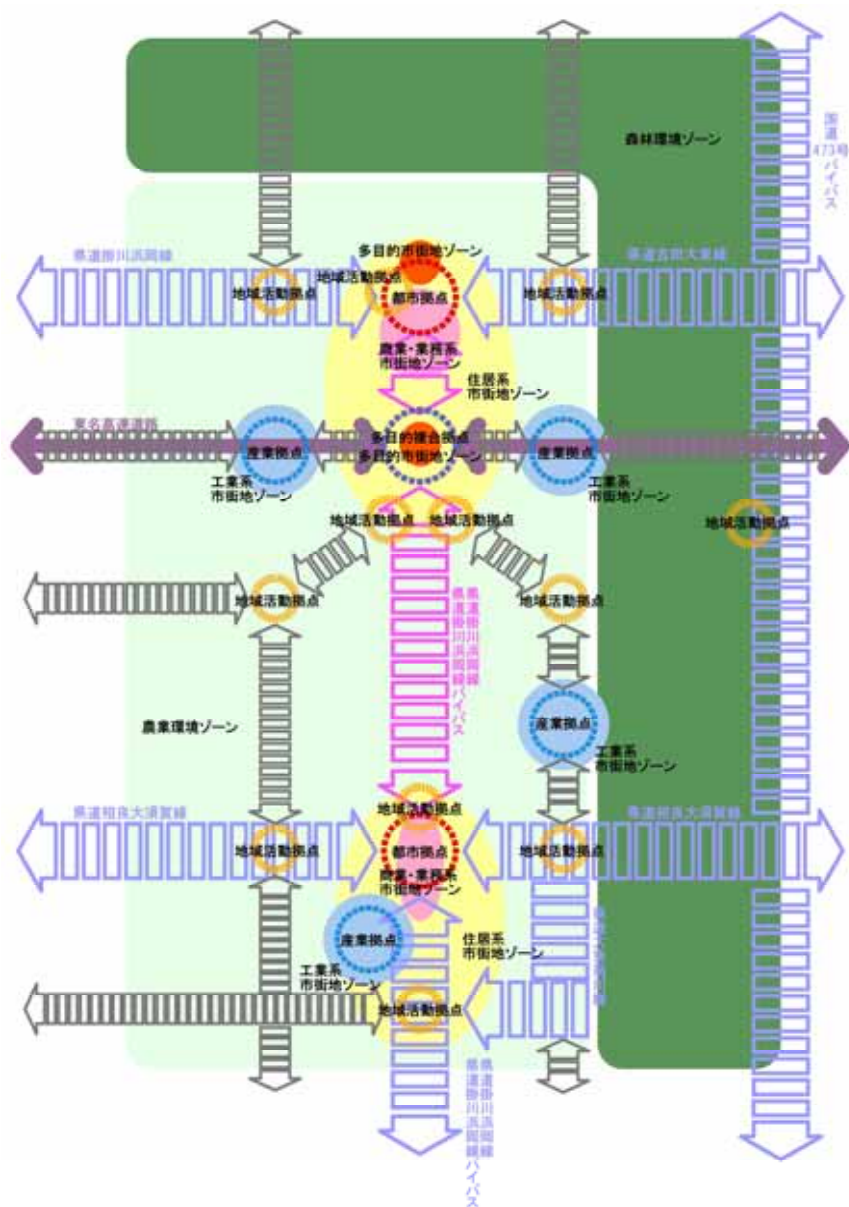


図. 将来都市構造のイメージ図

(1) ゾーンの形成

◆ 住居系市街地ゾーン



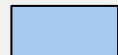
主に住居系の土地利用を図る市街地の区域を「住居系市街地ゾーン」として位置づけ、良好な住環境の形成を図ります。

◆ 商業・業務系市街地ゾーン



主に商業・業務系の土地利用を図る市街地の区域を「商業・業務系市街地ゾーン」として位置づけ、商業・業務施設の集積を図ります。

◆ 工業系市街地ゾーン



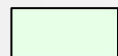
主に工業系の土地利用を図る市街地の区域を「工業系市街地ゾーン」として位置づけ、周辺の自然環境等に配慮した工業施設の集積を図ります。

◆ 多目的市街地ゾーン



住居系、商業・業務系及び工業系機能の複合立地を図る市街地の区域を「多目的市街地ゾーン」として位置づけ、それぞれの機能の調和と共生を図ります。

◆ 農業環境ゾーン



市街地ゾーンの外側に広がる水田や茶畑、またこれらに調和してコミュニティを形成している既存の集落地等を「農業環境ゾーン」として位置づけ、優良農地の保全による農業生産の向上と、集落地等における生活環境の維持・向上を図ります。

◆ 森林環境ゾーン



北部山間地や牧之原台地周辺に広がる山間地を「森林環境ゾーン」として位置づけ、貴重な自然資源などの保全を図るとともに、観光レクリエーションなど市民の交流の場として活用を図ります。

◆ 土地利用検討ゾーン



新たに都市的土地利用を検討する区域を「土地利用検討ゾーン」として位置づけ、道路等都市施設の整備と一体的に、周辺の自然環境等に配慮した土地利用を図る区域として検討します。

(2) 拠点の形成

◆ 都市拠点



J R 菊川駅周辺地区及び下平川周辺地区を「都市拠点」として位置づけ、商業・業務、文化、行政サービスなどの都市機能の集積を図ります。

J R 菊川駅周辺地区においては、商業・業務機能の立地と居住機能の立地の両立を図り、本市の中心市街地として賑わいのある都市空間を形成します。また、本市の玄関口としてふさわしい、良好で個性的な環境整備を図るとともに、駅舎を中心とした南北市街地の均衡ある発展を目指します。

下平川周辺地区においては、県道掛川浜岡線沿道一帯に商業・業務機能の立地を進めて、小笠地区の賑わい都市空間の形成を図ります。

◆ 多目的複合拠点



東名高速道路菊川 I C 周辺地区を「多目的複合拠点」として位置づけ、住宅や商業施設、軽工業施設など多様な都市機能が調和して立地する拠点形成を図ります。また、本市の玄関口としてふさわしい、良好で個性的な環境整備を図ります。

◆ 産業拠点



加茂西方工業団地や半済工業団地、また横地工業団地や赤土工業団地など、市街地周辺に位置する工業団地や主要な工業地を、本市の都市活力の源である「産業拠点」として位置づけ、産業の発展・振興を図るとともに、周辺の豊かな自然環境への配慮を図ります。

◆ 交流レクリエーション拠点



菊川運動公園や、県立御前崎自然公園内に位置する横地城跡・丹野池公園等を「交流レクリエーション拠点」として位置づけ、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる場として、また緑豊かな保健・休養の場として活用を図ります。

◆ 地域活動拠点



地区センターやコミュニティセンター等の地域コミュニティ施設、また小学校を核とした地域を「地域活動拠点」として位置づけ、地域生活圏における交流の場、コミュニティ活動の場として活用を図ります。

(3) 都市軸の形成

◆ 国土軸



東名高速道路やＪＲ東海道新幹線・東海道本線を「国土軸」として位置づけ、本市のみならず、我が国の基幹的な広域高速交通体系としての機能維持と活用を図ります。

◆ 都市連携・交流軸



県道掛川浜岡線及び県道掛川浜岡線バイパス、また国道４７３号など、本市と隣接都市とを結ぶ主要な幹線道路を「都市連携・交流軸」として位置づけ、広域都市圏及び富士山静岡空港・御前崎港などの広域拠点との連携を強化するとともに、都市の発展と都市間の交流を促す骨格的な道路として形成を図ります。

◆ 市街地連携・交流軸



都市連携・交流軸としての機能を有する幹線道路のうち、菊川区域の都市拠点及び多目的複合拠点と、小笠区域の都市拠点を南北に結ぶ県道掛川浜岡線及び県道掛川浜岡線バイパスを「市街地連携・交流軸」として位置づけ、本市の市街地の連携と交流を促進するための整備と維持管理を推進して、本市の一体性の強化を図ります。

◆ 地域連携・交流軸



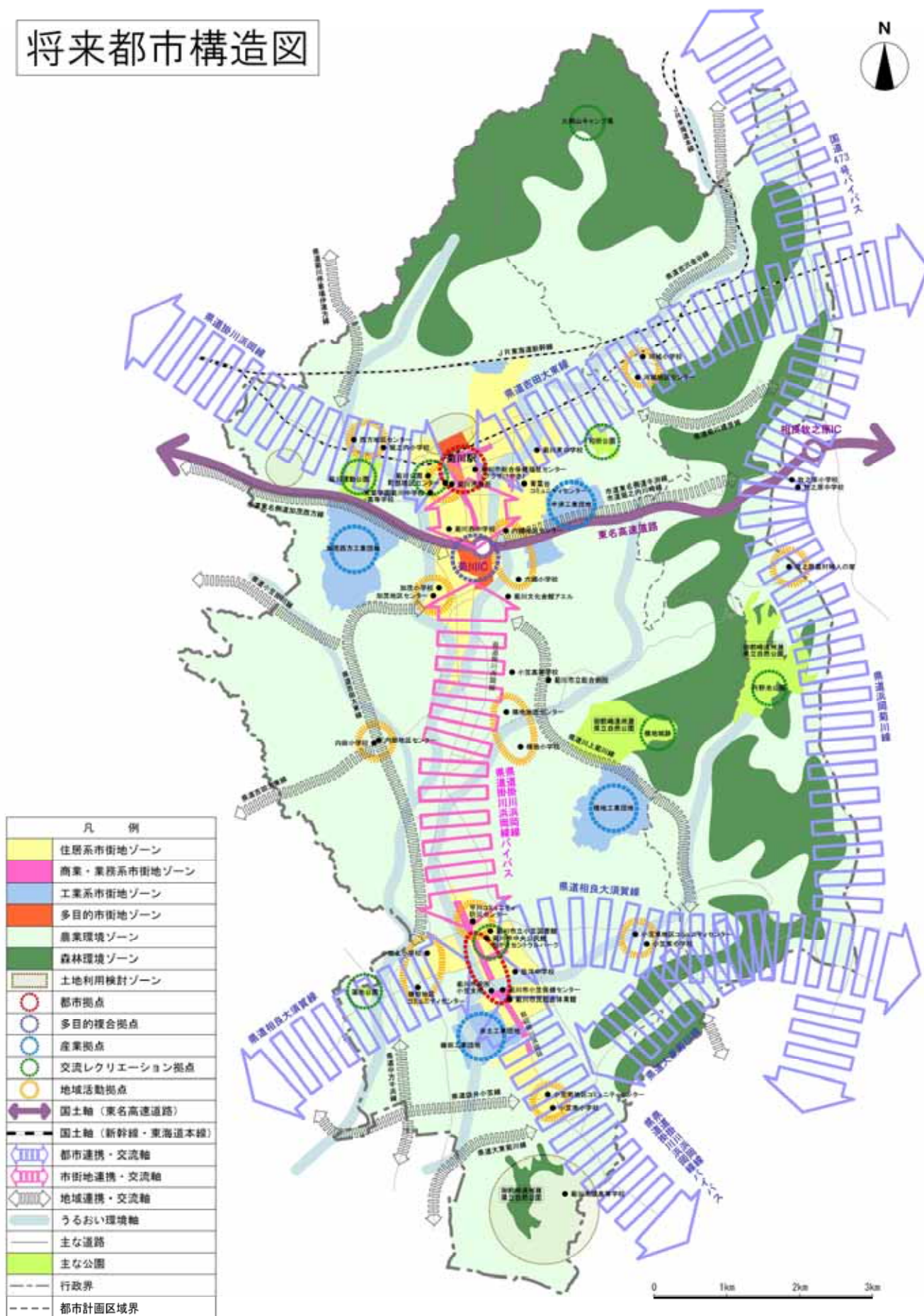
「都市連携・交流軸」や「市街地連携・交流軸」を補完し、市内の主要な拠点間や地域活動拠点間などを連絡するための「地域連携・交流軸」を位置づけ、安全で円滑な道路交通環境の形成を図ります。

◆ うるおい環境軸



菊川や西方川、また牛渕川や丹野川などの河川を「うるおい環境軸」として位置づけ、清らかな水の流れを再現するとともに、水にふれあい、親しむことができる親水空間の創出を図ります。

将来都市構造図



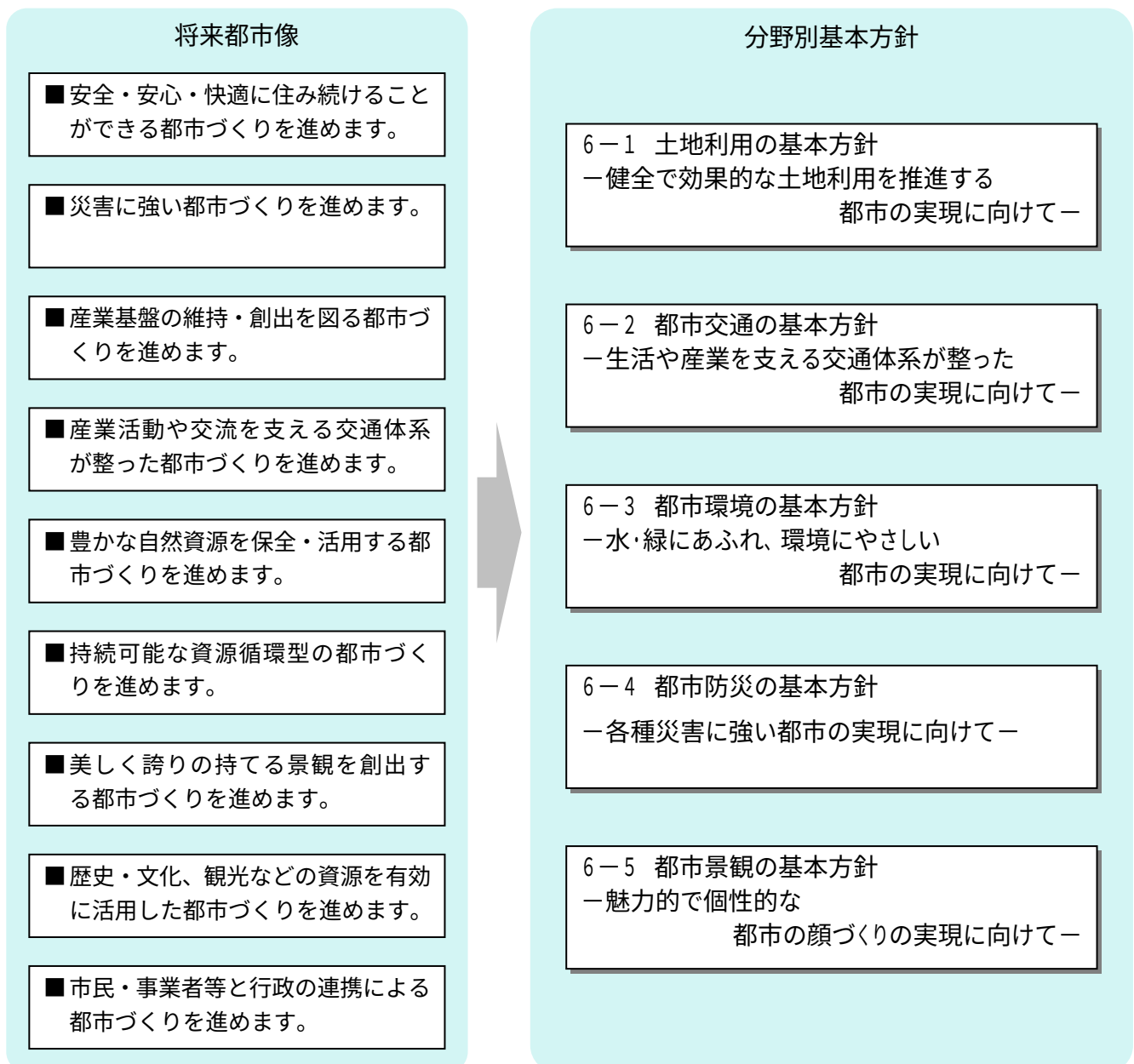
6. 分野別基本方針

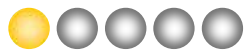
●分野別基本方針の考え方

分野別基本方針は、先に設定した「都市づくりの基本理念」及び「将来都市像」を実現するため、土地利用や都市交通など各分野の基本的な整備・開発・保全の方針を示すものです。

菊川市都市計画マスタープランでは、5つの分野に分類して体系的に方針を整理していますが、各分野は互いに密接に関連している場合もありますので、整備・開発・保全の方針が複数の分野に重複する場合があります。

●分野別基本方針の体系





6-1 土地利用の基本方針

－健全で効果的な土地利用を推進する都市の実現に向けて－

《基本的な考え方》

ネットワーク型都市構造の構築にあたり、拠点の役割に応じた適正な土地利用の誘導を図るとともに、無秩序な市街地拡大の抑制により都市経営コストの不必要な増大を防止する都市づくりを行います。

そのため、土地利用の基本方針のテーマを「－健全で効果的な土地利用を推進する都市の実現に向けて－」とし、用途地域等により計画的に住宅地や商業地、工業地などの土地利用の誘導を図る「都市的土地利用の誘導方針」と、現在の自然環境や営農環境の保全、また既存集落地など地域生活圏の住環境の維持・向上を図る「自然的土地利用の方針」に分類して、それぞれの基本方針を明確にします。

◆「都市的土地利用の誘導方針」の基本的な考え方

- ・ 現在用途地域が指定されている既成市街地は、今後も都市的土地利用を図る区域として位置づけます。また、残存農地など未利用地の宅地化を促進するため、都市基盤整備事業の可能性検討や、優良な宅地開発事業の誘導に努めます。
- ・ 住宅地や商業地、また工業地など、それぞれに求められる都市環境の創出と、土地利用相互の影響による都市環境の低下防止を図るため、適切な種類の用途地域による土地利用誘導を図ります。また、より質の高い市街地環境の創出を図るため、地区計画などのきめ細かなルールに基づくまちづくりを推進します。
- ・ 既成市街地において、実際の土地利用と用途地域による土地利用誘導方策の実態に大きな乖離が見られる場合や、新たなプロジェクト等により大幅な土地利用転換の必要性が生じた場合には、周辺環境への影響の有無や道路等都市基盤の整備状況を十分勘案しながら、必要に応じて用途地域の変更等について検討を行います。
- ・ 社会経済情勢やライフスタイル等の変化に伴う居住ニーズに対応するため、高齢者専用住宅や二世帯住宅等の立地需要を勘案しつつ、適切な住宅地供給に努めるとともに、建築形態規制の適正化等について検討を行います。
- ・ 土地利用検討エリアは、周辺の自然環境や住環境等に十分配慮・調和するとともに、地区計画など一定のルールに基づいた土地利用を図る区域として検討します。

◆「自然的土地利用の方針」の基本的な考え方

- ・ 現在用途地域が指定されていない既成市街地外の区域は、自然環境や営農環境を保全する区域として、また既存集落地における住環境の維持・向上を図る区域として位置づけます。
- ・ 地域生活圏の中心地である地域活動拠点では、周辺の自然環境等に十分配慮しながら、地域活力の向上や、定住促進に寄与する土地利用の実現に努めます。
- ・ 市域東部の都市計画区域外については、現在の環境の保全と無秩序な開発や土地利用の防止を図るため、準都市計画区域など新たな土地利用のルール導入についての検討を行います。

(1) 都市的土地利用の誘導方針

①住宅地の誘導方針

■低密度住宅地（第1種・第2種低層住居専用地域を中心とする住宅地）

- ・南部第二地区、宮の西地区及び平川地区など土地区画整理事業により整備された住宅地や、青葉台地区やサンライズ小笠など計画的に整備された住宅地は、低層低密度の専用住宅地として位置づけ、建築物等の適切な誘導や緑化推進などの促進により、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- ・ライフスタイル等の変化に伴う二世帯住宅等の立地ニーズに対応しつつ、現在の良好な住環境の維持を図るため、青葉台地区など都市基盤整備が行われた低密度住宅地を中心に、地区計画の活用と一体となった建築形態規制の見直しについて検討します。
- ・低密度住宅地のうち、農地などの未利用地が多く残っている地区については、現在の環境の保全を図りつつ、今後の市街地開発事業や民間開発等の動向に応じて、低密度住宅地としての土地利用に適切に誘導します。

■中密度住宅地（第1種・第2種中高層住居専用地域を中心とする住宅地）

- ・上本所団地周辺の住宅地や、(都)朝日線等の幹線道路等の沿道後背地等に位置する住宅地については、戸建て住宅とアパート・マンション等の集合住宅が調和・共存して立地する中密度住宅地として位置づけ、良好な住環境の創出を図ります。
- ・潮海寺地区については、地区計画制度の有効活用を図り、地域コミュニティを維持しながら建築物の適切な立地誘導と良好な住環境の創出を図ります。

■一般住宅地（第1種・第2種住居地域、準住居地域を中心とする住宅地）

- ・低密度住宅地及び中密度住宅地以外の、主に幹線道路の沿道等に立地する住宅地を一般住宅地と位置づけ、地区計画等の導入の検討など、建築物の適正な立地誘導を図ります。

②商業・業務地の誘導方針

■中心商業・業務地（商業地域を中心とする商業地）

- ・本市の中心市街地であり、土地区画整理事業により基盤整備が行われた菊川駅南地区においては、地区計画制度の適切な運用を図りながら商業・業務施設の集積を進め、にぎわいと魅力のある都市空間形成を図ります。

■近隣商業・業務地（近隣商業地域を中心とする商業地）

- ・菊川駅南地区周辺の幹線道路沿道に位置する商業地は、中心商業・業務地の機

能を補完する近隣商業・業務地として位置づけ、既存の商業機能を活かしながら、暮らしに必要な日用品等の商業・サービス施設の立地を促進します。

- ・ 県道掛川浜岡線沿道に位置する商業地は、幹線道路の機能を活かしたロードサイド型の商業施設の立地を進め、にぎわいのある商業地の形成を図ります。

③工業地の誘導方針

■工業地（工業地域・工業専用地域を中心とする工業地）

- ・ 加茂西方工業団地や半済工業団地、また横地工業団地や赤土工業団地などの工業地については、本市の経済を支える工業団地として今後とも維持するとともに、農地などの未利用地が多く残っている地区の工業立地を促進します。

④複合利用地の誘導方針

■複合利用地

- ・ J R 菊川駅北地区や東名高速道路菊川 I C 周辺地区は、多様な都市機能が立地する複合利用地としての土地利用を図ります。このうち、J R 菊川駅北地区については、駅南地区との機能分担のもと、中心市街地の活性化に寄与する効果的な土地利用を推進し、都市拠点としての機能強化を図ります。また、東名高速道路菊川 I C 周辺地区については、本市の玄関口として魅力的な土地利用の推進を図りながら、多目的複合拠点としての機能強化を図ります。

⑤菊川市の活性化と地域の振興に寄与する土地利用の検討方針

■土地利用検討エリア

- ・ 田ヶ谷周辺地区、菊川駅北側周辺地区及び河東山周辺地区は、周辺の自然環境への配慮を行いながら、地域産業の振興や地域の活性化につながる土地利用を検討します。

(2) 自然的土地利用の方針

■森林環境保全地

- ・ 北部山間地に広がる森林や牧之原台地に広がる森林は優良な自然環境を有しているため、今後とも適正な管理のもとで保全を図るとともに、火剣山キャンプ場や丹野池公園など、市民が気軽に利用できるレジャー・レクリエーションの場としての活用を図ります。

■農業保全地

- ・ 牧之原台地を中心に広がる茶園や、市街地周辺に広がる水田・畑地は集団的な優良農地であり、今後とも地域特性を活かした農産物の産地形成を図るため、農業生産の場として適切に保全していきます。
- ・ 集団的な優良農地は農業生産の場であるとともに、本市の個性の一つである美しい田園・茶園景観を醸し出しているほか、水田については雨水調整機能等の防災上の役割も担っていることを考慮して、適切に保全していきます。

■一般農業地

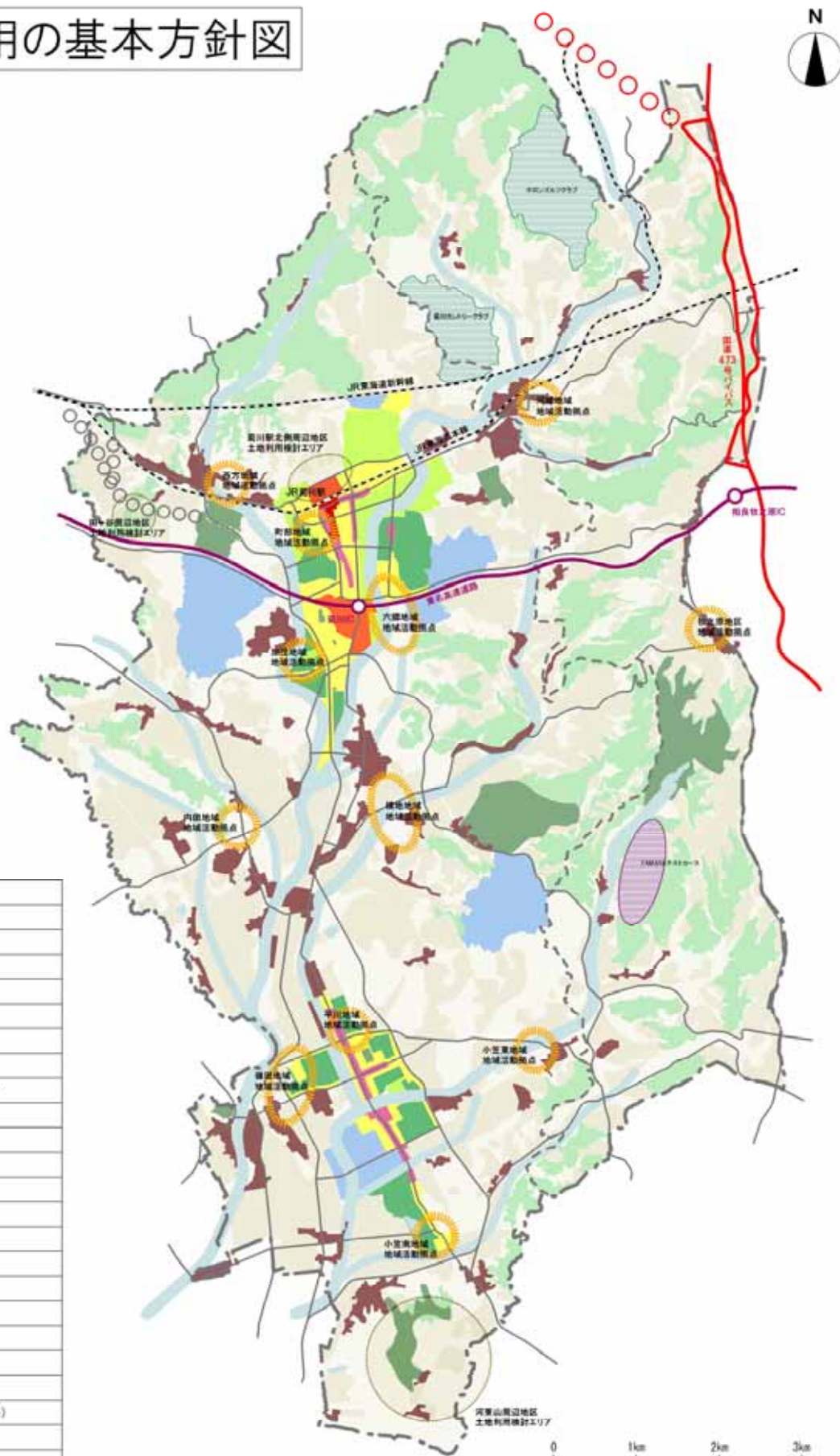
- ・ 市街地周辺や既存集落地周辺などの宅地等に介在する比較的小規模な農地は、無秩序な宅地化の防止と農地の荒廃化の防止を図ります。また、近年増加傾向にある耕作放棄地については、菊川市農業振興地域整備計画等の関連計画を踏まえつつ、市民農園等としての活用や、景観作物の導入を図るなどの検討を行います。

■既存集落地等

- ・ 市街地外の既存集落地や開発住宅地などを既存集落地等として位置づけ、現在の住環境と地域コミュニティの維持・向上を図ります。

土地利用の基本方針図

凡 例	
	低密度住宅地
	中密度住宅地
	一般住宅地
	中心商業・業務地
	近隣商業・業務地
	工業地
	複合利用地
	土地利用検討エリア
	森林環境保全地
	農業保全地
	一般農業地
	既存集落地等
	地域活動拠点
	主な公園
	主な河川等
	鉄道
	東名高速道路
	国道
	国道（構想道路）
	主な道路
	主な道路（構想道路）
	行政界
	都市計画区域界





6-2 都市交通の基本方針

－生活や産業を支える交通体系が整った都市の実現に向けて－

《基本的な考え方》

ネットワーク型都市構造を構築する上で、各拠点間を連携・連絡する交通体系の確立は必要不可欠であり、市民の移動手段である自動車交通や公共交通の安全性・円滑性・利便性を確保する都市づくりを行います。また、地域生活圏、とりわけ地区センターや義務教育施設等が立地する地域活動拠点での自転車・歩行者の安全性確保や、地域活動拠点と各集落を結ぶ生活交通体系の確保、さらに、救急医療体制にも配慮した交通体系を確保する都市づくりを行います。

そのため、都市交通の基本方針のテーマを「－生活や産業を支える交通体系が整った都市の実現に向けて－」とし、段階構成に応じた幹線道路の整備及び維持・管理を図る「幹線道路網の整備方針」と、主に地域生活圏における生活に身近な道路の整備及び維持・管理を図る「生活道路の整備方針」、さらに市民の重要な交通手段であり、都市拠点や地域活動拠点等を連絡するバス交通等の「公共交通体系の整備方針」に分類して、それぞれの基本方針を明確にします。

◆「幹線道路網の整備方針」の基本的な考え方

- ・ 幹線道路の段階構成を明確にするとともに、幹線道路の役割や機能に応じた適切な水準の整備と維持管理を推進して、生活と産業を支える道路交通体系を確立します。
- ・ 幹線道路を構成する都市計画道路については、「都市計画道路整備プログラム」に沿って、計画的かつ段階的な整備を推進します。
- ・ 都市計画道路の整備にあたり、自然的・社会的条件等により部分的な線形変更等の見直しが必要と判断された場合には、周辺住民や関係機関等の意見を踏まえつつ、速やかに都市計画の変更手続きを行います。
- ・ 「静岡県都市計画道路の必要性再検証ガイドライン」と同様、本市においても「都市計画道路の必要性再検証ガイドライン」の作成を推進し、都市計画道路の整備が長期間滞っている路線や区間については、当該道路の機能・役割や周辺の地域特性等を十分に勘案した上で、ガイドラインに基づく必要性の再検証を行い、路線または区間の廃止・変更・維持について適切に判断します。

◆「生活道路の整備方針」の基本的な考え方

- ・ 地域における活動を支援し、地域活力の向上に寄与する安全で利便性の高い生活交通体系を確立します。
- ・ 歩行者や自転車、自動車相互が安全に利用し、自然環境にも優しい道路環境の整備を推進します。

◆「公共交通体系の整備方針」の基本的な考え方

- ・ 公共交通空白地帯・不足地域の改善を進め、市民ニーズや地域特性に応じたサービス提供のあり方や手法等についても調査研究を行い、どこでも誰でも使い易い公共交通サービスの確立に努めます。
- ・ 今後の高齢化の進展を踏まえ、自動車交通から公共交通への転換を促進します。また、その維持と施設の改善等を進めながら、市民の利便性向上と利用者数の増を図り、将来にわたって市民の足の確保に努めます。

(1) 幹線道路網の整備方針

①高規格幹線道路（国土軸を形成する道路）

- ・ 国土軸として機能する東名高速道路については、適切な維持管理を促進します。

②骨格的幹線道路（都市連携・交流軸や市街地連携・交流軸を形成する道路）

- ・ 本市の都市拠点を連携し、高規格幹線道路である東名高速道路に接続する県道掛川浜岡線や県道掛川浜岡線バイパスは、本市の骨格を形成する最も重要な幹線道路として位置づけます。このうち、県道掛川浜岡線バイパスについては、道路交通機能の円滑性の確保と市街地内の通過交通の排除を図るため、早期の形成促進を図ります。
- ・ J R 菊川駅周辺の都市拠点と周辺都市を結ぶ県道掛川浜岡線や県道吉田大東線などの幹線道路や、下平川周辺の都市拠点と周辺都市を結ぶ県道相良大須賀線などの幹線道路は、道路交通機能の維持を図ります。
- ・ 富士山静岡空港などの広域拠点や、新東名高速道路などの高規格幹線道路との連携を図るため、県道浜岡菊川線などの幹線道路の機能維持を図るとともに、国道 473 号バイパス倉沢 IC 以北の区間の早期形成を促進します。

③地域幹線道路（主に地域連携・交流軸を形成する道路）

- ・ 市街地と市街地外の主要な拠点や、地域活動拠点間などを相互に結ぶ道路であり、骨格的幹線道路を補完する道路として、交通流動の円滑化と連携の強化を図るための整備を推進します。

④その他の主要道路

- ・ 骨格的幹線道路や地域幹線道路に連絡する市街地内の都市計画道路や、地域活動拠点と既存集落地等を結ぶ主要な道路として整備と維持管理を推進し、通過交通の排除と歩行者等の安全性の確保を図ります。

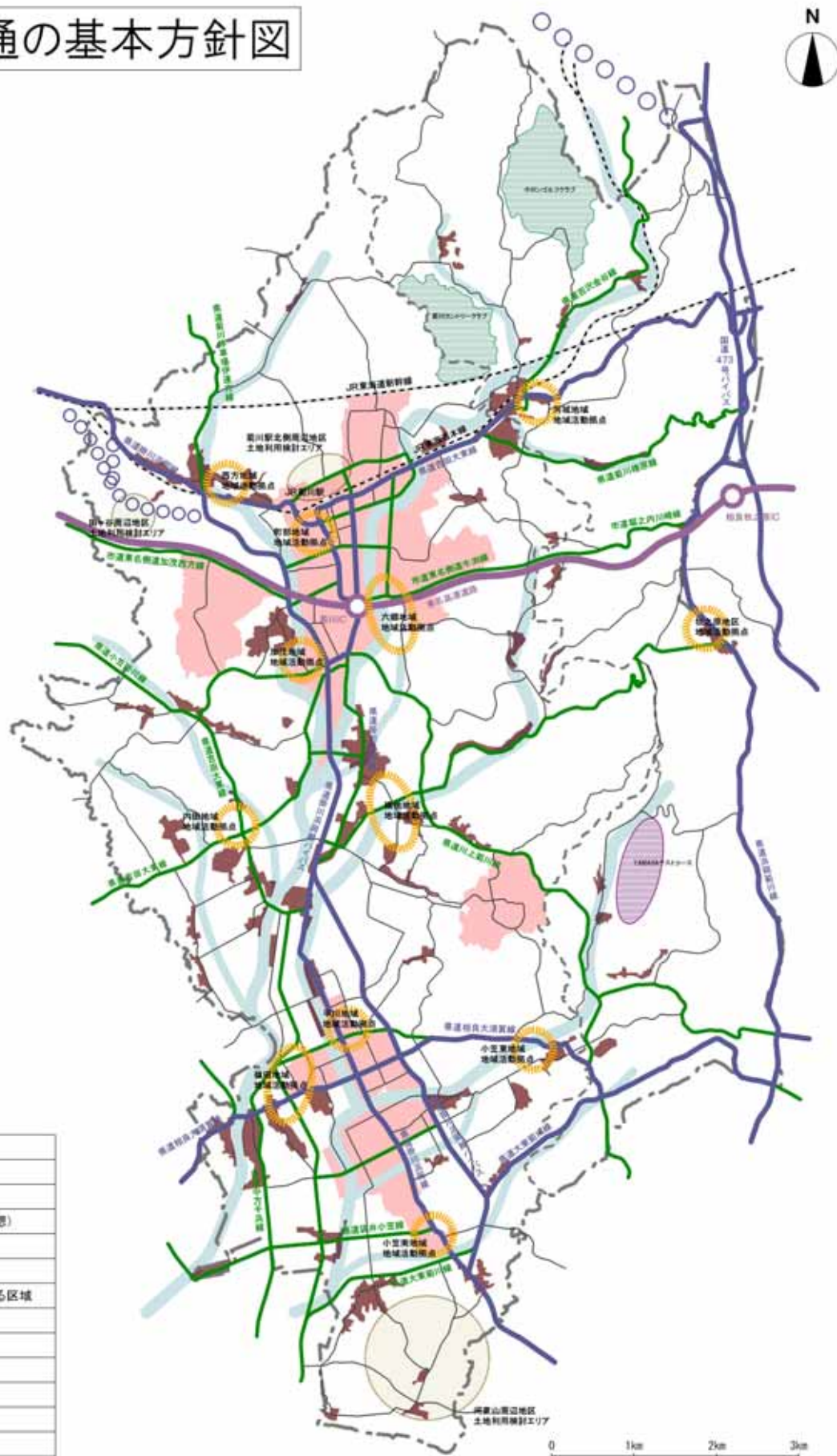
(2) 生活道路網の整備方針

- ・ 地域におけるさまざまな活動や、地域外との交流・連携を促進する交通環境を形成するため、安全で快適な生活道路の整備等を推進します。特に地域活動拠点間の道路ネットワークを充実することにより、地域活力の創出を図ります。

(3) 公共交通体系の整備方針

- ・ 路線バスやコミュニティバス等の既存公共交通機関の維持に努めるとともに、利便性の向上による利用促進を図るため、運行計画の再構築などの取り組みを行います。
- ・ 既存公共交通機関の利用促進を図ることにより、省エネルギー型の交通体系を充実させ、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減による環境負荷の軽減を図ります。

都市交通の基本方針図





6-3 都市環境の基本方針

－水・緑にあふれ、環境にやさしい都市の実現に向けて－

《基本的な考え方》

河川・ため池の‘水’や、山林・丘陵地、また茶畑・田園の‘緑’など、本市が有する豊かな自然は、かけがえのない貴重な財産です。これらの自然の保全と環境への負荷の低減を図るとともに、さまざまな場面で有効に活用する都市づくりを進め、「菊川市環境基本計画」の基本理念である“豊かな心とくらしを次世代につなぐ環境のまちきくがわ”を推進します。

そのため、都市環境の基本方針のテーマを「－水・緑にあふれ、環境にやさしい都市の実現に向けて－」とし、「公園・緑地等の整備・保全の方針」、「水と緑の確保と活用の方針」、「資源循環型都市づくりの方針」及び「良好な福祉環境を創出する都市づくりの方針」に分類して、それぞれの基本方針を明確にします。

◆「公園・緑地等の整備・保全の方針」の基本的な考え方

- ・緑化推進と緑地保全を図るため、「緑の基本計画」の策定を推進します。
- ・日常生活に身近な住区基幹公園や、市民の憩い・交流・レクリエーションの場として機能する都市基幹公園、また自然を有効に活用した風致公園や自然公園など、公園の役割や機能に応じた整備を図るとともに、市民団体やNPOとの連携のもと、適切な維持管理を図ります。

◆「水と緑の確保と活用の方針」の基本的な考え方

- ・水や緑の拠点を創出し、これらを河川空間や緑地空間でネットワークすることによって、生活に身近なところで気軽に自然に親しみ、触れることのできるうまいのある都市環境形成を図ります。
- ・快適で衛生的な都市環境を創出するとともに、河川など公共用水域の水質の維持・改善を図るため、公共下水道事業の推進や合併浄化槽の設置促進を図ります。

◆「資源循環型都市づくりの方針」の基本的な考え方

- ・交通渋滞を解消するための幹線道路網の整備と公共交通機関の利用促進を一体的に進め、移動による二酸化炭素等の温室効果ガス発生を抑制します。
- ・菊川浄化センターなどの処理施設については、資源の循環サイクルを部分的に担う重要な都市施設として、適切な維持管理を徹底します。

◆「良好な福祉環境を創出する都市づくりの方針」の基本的な考え方

- ・地域社会が有する福祉問題が多様化する中、「菊川市地域福祉計画」に基づき、地域住民を主体とした福祉活動への取り組みを推進します。

(1) 公園・緑地等の整備・保全の方針

①住区基幹公園の整備

- ・ 街区公園は主に市街地内を対象に、面積 0.25ha、誘致距離 250mを参考に設置し、生活に身近な公園として整備を推進します。また、市街地内の交差点付近などでは、未利用地等を活用したポケットパークの整備などを検討し、うるおいと憩いの空間の創出を図ります。
- ・ 近隣公園は主に市街地内を対象に、面積 2ha、誘致距離 500mを参考に設置し、防災拠点としての機能を含めて近隣の身近な公園として整備を推進します。

②その他の特徴的な公園・広場等の整備

- ・ (都) 和田公園や(都) 蓮池公園等の総合公園は、自然に触れ合う場、健康づくりの場など、多様な役割を担う公園として、整備・維持活用を図ります。
- ・ (都) 菊川運動公園は、本市のみならず周辺都市住民が多目的に活用する広域公園として、維持活用を図るとともに、公園機能の充実を図るため、未整備区域の整備促進を図ります。
- ・ 御前崎遠州灘県立自然公園は、豊かな自然環境の保全を図りながら、市民や周辺都市住民が利用する個性的な空間として活用を図ります。このうち、横地城跡周辺は特徴的な地形に昔日の面影を残す公園として保全を図ります。また、(都) 菊川公園、丹野池公園は桜の名所として保全を図ります。
- ・ 地域での暮らしにうるおいや安らぎを感じることができるよう、また地域コミュニティの一層の充実を図るため、生活に身近な公園・広場や、親しみのある水辺空間の創出を検討します。

③本市の自然環境の骨格を形成する自然緑地等の保全と適切な維持管理

- ・ 北部山間地から牧之原台地にかけて広がる自然林や植林地は、本市の豊かな自然環境の骨格を形成する良好な自然緑地として保全するとともに、四季折々の風景を演出する場としての維持を図ります。

(2) 水と緑の確保と活用の方針

①生活に身近な水と緑の保全・ネットワーク化

- ・ 市街地や既存集落地等を取り巻く丘陵地や里山、樹林地等については、生活に身近な緑地として保全するとともに、適切な維持管理により、動植物の生息環境の保全を図ります。
- ・ 河川やため池、大井川用水などの水辺空間の保全を図るとともに、親水空間の

創出及び生活に身近な緑地との効果的なネットワークを形成して、生活の中で気軽に自然に触れることのできる環境形成を図ります。

②水資源と工業用水の確保

- ・ 河川など、大切な水の流れを確保するとともに、地下水のかん養を図るため、北部山間地や牧之原台地などの森林を保全し、保水力を維持していきます。
- ・ 本市の基幹産業である工業の維持と振興を図るため、工業用水の利用促進に努めます。

③公共下水道の整備推進と合併浄化槽の設置促進・普及

- ・ 河川やため池などの水質向上と汚濁防止のため、菊川市環境基本計画を踏まえつつ、公共下水道事業を適切に推進するとともに、合併浄化槽の設置促進・普及を図ります。
- ・ 快適で衛生的な都市環境を創出するため、菊川市公共下水道全体計画に基づく公共下水道事業を推進するとともに、宅内から下水道管への接続を促進して、河川等の公共用水域の水質向上・汚濁防止を図ります。
- ・ 小笠地区については、経済性や地域性を考慮して生活排水処理方針の明確化の検討を進めます。
- ・ 下水道処理区域以外については、汚水処理を適切かつ効率的に進めるため、合併浄化槽の設置の推進や、単独浄化槽の合併浄化槽への設置替えの促進を図ります。

(3) 資源循環型都市づくりの方針

①資源、エネルギーの有効利用

- ・ 資源ごみの分別収集の徹底や、限りある資源・エネルギーの有効活用を図り、地球温暖化の進行の抑制を図ります。
- ・ エネルギーの消費が少ないまちづくりを進めるため、家庭や工場・事業所や公共施設への省エネ・新エネルギーの設備・機器の普及を促進し、エネルギー使用の転換を図ります。

②環境負荷の軽減

- ・ 低公害車などの普及と公共交通機関の利用促進を図り、移動による二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図ります。
- ・ 県道掛川浜岡線バイパスなどの幹線道路の整備と、既存幹線道路の交差点改良

などを進めることにより円滑な自動車交通体系の構築を図り、通行車両からの二酸化炭素等の温室効果ガス発生を抑制します。

③資源循環型都市づくりの実現を支援する施設の整備と維持管理

- ・ごみ処理施設として機能している掛川市・菊川市衛生施設組合環境資源ギャラリーの安定的な受け入れと焼却・リサイクル機能の維持を図ります。
- ・汚水処理場として機能している菊川浄化センターの維持管理を適切に行います。
- ・公共下水道処理区域以外に設置された合併浄化槽については、適切な維持管理が図られるよう、啓発・指導を推進します。

（４）良好な福祉環境を創出する都市づくりの方針

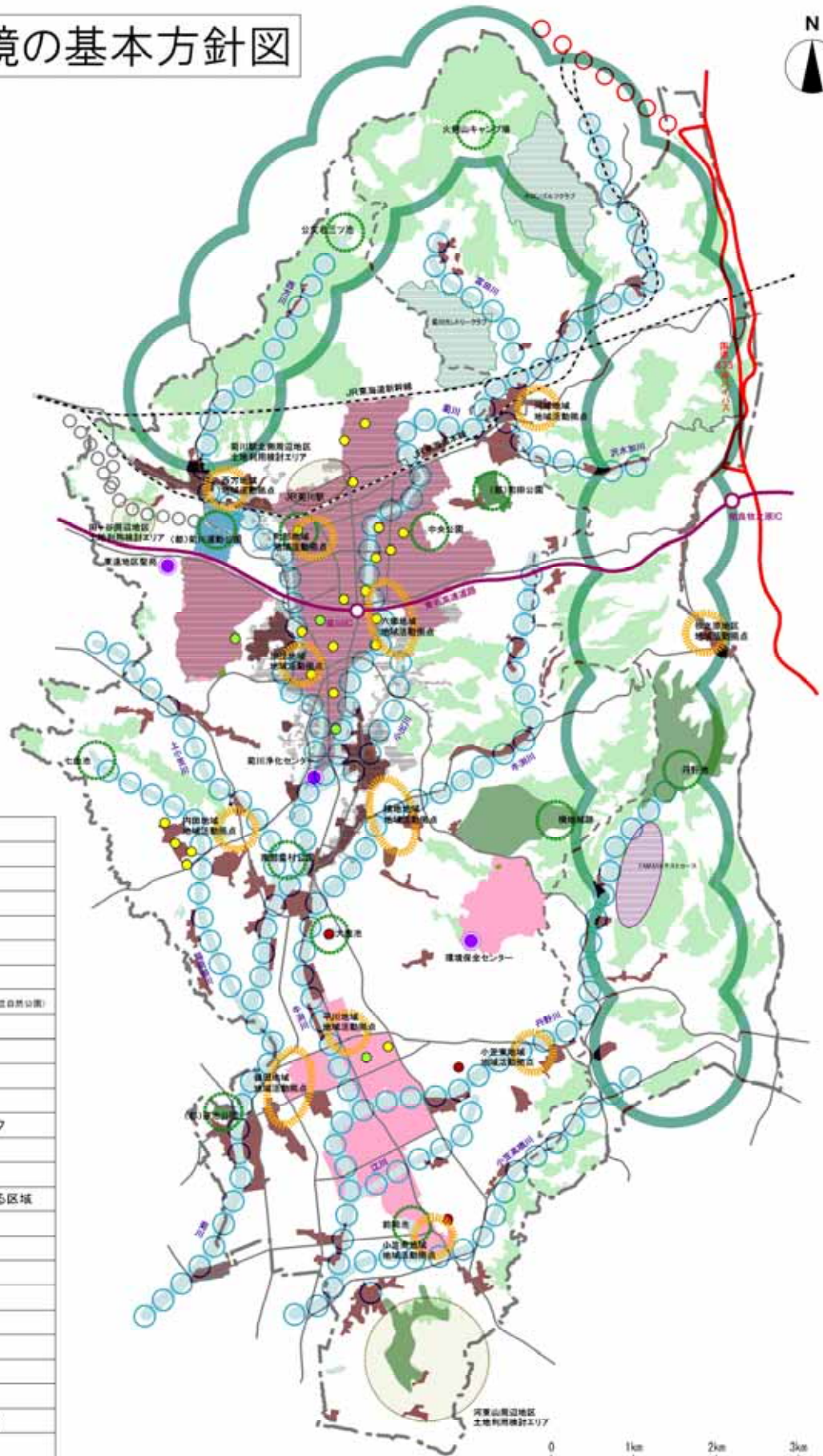
①地域で安心して暮らせる福祉環境の充実

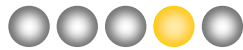
- ・子どもから高齢者まで、障がいを持つ人も持たない人も地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。
- ・家庭や地域、学校、事業者などが協働して福祉活動やまちづくりに取り組み、地域コミュニティの充実と明るい社会環境の実現を図ります。
- ・日常生活にうるおいとやすらぎを与える場として、緑豊かな生活空間の創出とユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備に努めます。

都市環境の基本方針図



凡 例	
	街区公園
	近隣公園
	総合公園
	運動公園
	風致公園
	都市緑地
	自然公園（駅前緑地・湖岸立自然公園）
	自然緑地
	骨格的な自然緑地
	主な河川等
	水と緑の拠点
	水と緑のネットワーク
	公共下水道計画区域
	供給処理施設
	都市的土地利用を図る区域
	土地利用検討エリア
	既存集落地等
	地域活動拠点
	鉄道
	東名高速道路
	国道
	国道（構想道路）
	主な道路
	主な道路（構想道路）
	行政界
	都市計画区域界





6-4 都市防災の基本方針

－各種災害に強い都市の実現に向けて－

《基本的な考え方》

山間地や丘陵地を背後に抱え、そこを源とする河川が数多く貫流する本市においては、地震や大雨などの災害によるさまざまな被害が予想されます。

都市づくりを進める上で、災害から市民の生命と財産を守ることは非常に重要であり、このような、いつ発生するか分からない災害に対応するため、本市では「菊川市地域防災計画」の適宜見直しや検証・検討作業を行い、地域防災計画に基づく防災施設整備を計画的に進めながら、災害に対する市民意識の啓発・向上や防災体制の充実強化を図るなど、総合的な防災・減災対策を推進します。

そのため、都市防災の基本方針のテーマを「－各種災害に強い都市の実現に向けて－」とし、「災害に強い都市づくりの方針」、「防災施設等の整備、充実等の方針」及び「犯罪の起きにくい都市づくりの方針」に分類して、それぞれの基本方針を明確にします。

◆「災害に強い都市づくりの方針」の基本的な考え方

- ・ 地震や火災などの災害に強い都市づくりを目指すため、幹線道路や生活道路など、災害時の迅速かつ確実な緊急活動を支援するための都市基盤整備を推進します。
- ・ 災害時の市民の避難地・避難所の確保・維持を図るとともに、安全・安心・円滑な避難行動を支援するため、安全で分かりやすい避難経路の確保を図ります。
- ・ 避難所の安全性を確保するため、公共施設等の耐震化の促進を図ります。
- ・ 水害に強い都市を目指すため、流域単位での治水対策に取り組むとともに、市域の背後に位置する山林の適切な維持管理により、水がめとしての機能維持を図ります。
- ・ 降雨による洪水被害や浸水被害を防止・緩和するため、未改修河川の整備を促進するとともに、河川の流下能力の向上や市街地や集落地等における排水機能の向上を図ります。

◆「防災施設等の整備、充実等の方針」の基本的な考え方

- ・ 市役所や支所などの公共施設を防災拠点として機能維持を図るとともに、避難地・避難所における防災資機材の充実を図ります。
- ・ 災害に対する市民の意識向上・啓発や、地域の自主防災力の向上・強化を図るため、防災訓練の実施やハザードマップなどによる各種防災情報の提供を行います。

◆「犯罪の起きにくい都市づくりの方針」の基本的な考え方

- ・ 防犯に配慮した市街地環境や住環境の整備を推進するとともに、市民の防犯意識の向上・啓発や、地域の自主防犯力の向上・強化を図るため、地域組織による自主防犯活動への取り組みを促進・支援します。

(1) 災害に強い都市づくりの方針

①地震・火災に強い都市づくり

- ・ 災害時における迅速な消火活動・救命活動を確保するため、幹線道路の整備とネットワーク化を図るとともに、老朽化した橋梁等については、耐震化や長寿命化等の維持管理を推進します。
- ・ 市街地の道路や公園等の整備を推進して避難路・避難地の確保とオープンスペースの確保を図るとともに、避難所となっている公共建築物の耐震化を推進します。また、災害に強いまちづくりを推進するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅については、TOUKAI-0 事業の活用促進を図ります。
- ・ 御前崎市に立地する浜岡原子力発電所に関しては、稼動状況などの正確な情報伝達や、原子力に対する正しい知識の普及を図り、防災力の強化に努めます。

②水害に強い都市づくり

- ・ 北部山間地や牧之原台地に広がる山林の適切な管理を推進することにより、山林が有する保水機能の維持・向上を図り、雨水の表層流出の防止を図ります。
- ・ 降雨による内水被害を防止・軽減するため、公共施設における雨水貯留施設の設置を推進するとともに、遊水地の整備等について検討を行います。また、雨水の急激な流下を防止するため、道路整備に併せた透水性舗装の導入について検討するとともに、排水施設の適切な整備と管理により、雨水排水能力の維持・向上を図ります。
- ・ 住宅地など、宅地内からの雨水流出抑制を図るため、雨水浸透ますや雨水貯留槽などの設置を促進します。
- ・ 菊川などの大規模河川の支川に見られる未改修河川の整備を促進し、降雨による洪水被害の防止を図ります。

(2) 防災施設等の整備、充実等の方針

①防災拠点の整備

- ・ 災害時に防災拠点として機能する市役所・支所をはじめ、小中学校など避難所となっている公共施設の耐震化を推進します。
- ・ 災害時に迅速かつ的確な応急対策ができるよう、消防、救急のための施設整備を推進するとともに、自主防災組織や消防団、また地域医療施設等との連携のもと、消防、救急体制の充実・強化を図ります。

②避難地等の整備

- ・ 小・中学校や公園・運動場などの公共空地については、避難地及び避難所として避難者を収容するため、備蓄倉庫や耐震貯水槽などの災害応急対策施設の整備・充実を図ります。
- ・ 予想される東海地震等の大規模災害に備えて、応急仮設住宅の設置場所を確保します。

③地域防災力の向上

- ・ 避難地や避難所等の防災拠点において、発災直後の種々活動が円滑かつ迅速に行われるよう、普段から市民一人ひとりが災害に対して意識を高め、避難所運営などを含む防災訓練を実施することにより、地域の自主防災力向上や強化を図ります。
- ・ 各種防災情報を市民・事業者等へ提供し、日頃から災害に対する意識を高められるような取り組みを推進します。

(3) 犯罪の起きにくい都市づくりの方針

①防犯に配慮した環境整備

- ・ 道路や公園、駐車場・駐輪場等の公共空間については、防犯灯などの設置を推進するとともに、オープンスペースの確保や障害物の除去、また植栽等の配置の工夫を推進して、死角の少ない空間形成を図ります。

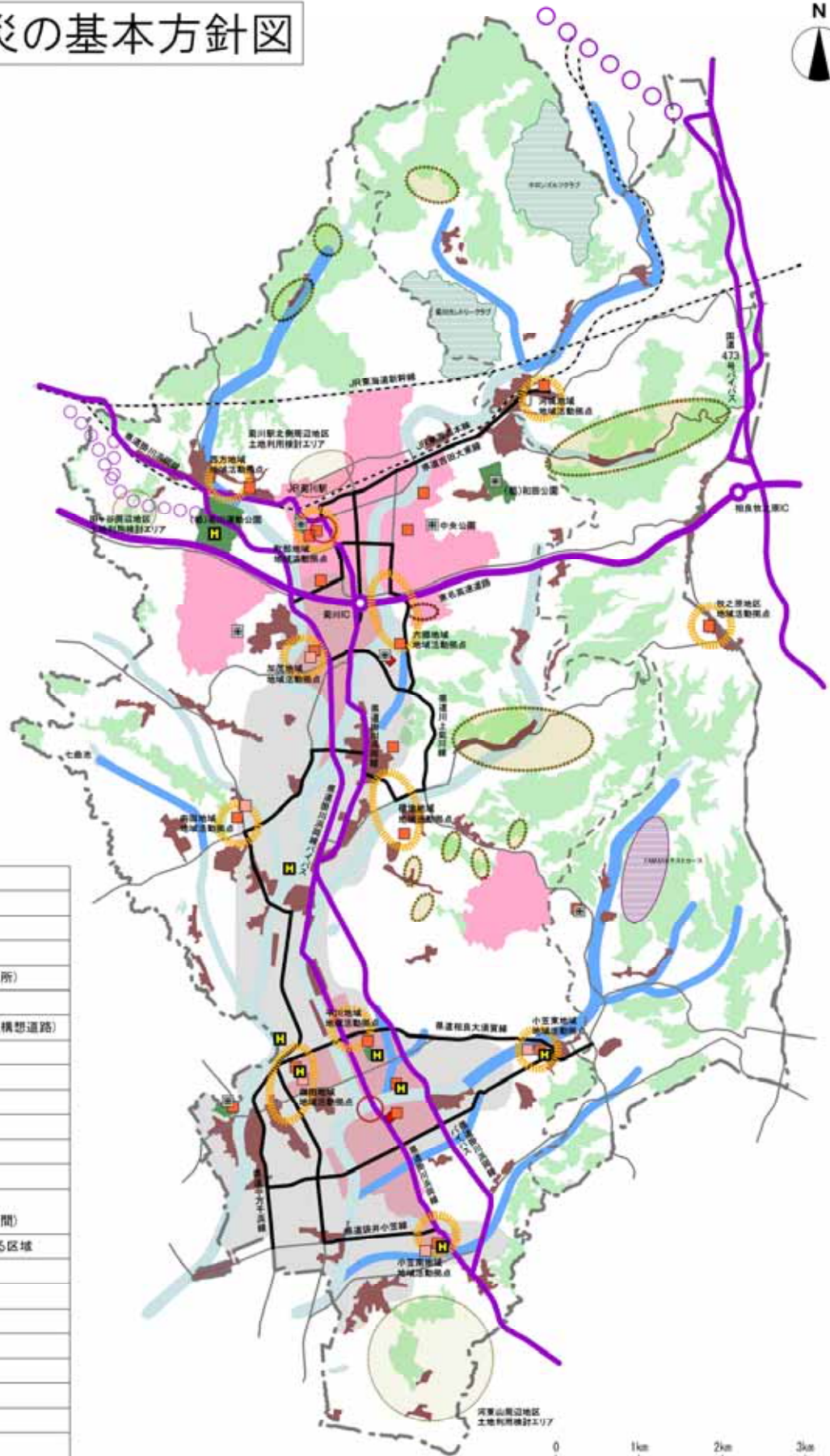
②地域の防犯力の向上

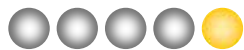
- ・ 地域組織による防犯パトロール等の自主防犯活動の取り組みを促進し、通学路などにおける危険箇所の把握と周知に努めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識や地域の連帯感を高めて、地域の防犯力の向上を図ります。

都市防災の基本方針図



凡 例	
	山林の適切な管理
	土石流等危険区域
	液状化危険区域
	防災拠点(市役所・支所)
	緊急輸送路(県指定)
	緊急輸送路(県指定)(構想道路)
	緊急輸送路(市指定)
	緊急物資集積所
	防災ヘリポート
	避難地・避難所
	応急仮設住宅建設地
	主な公園
	主な河川等
	主な河川等(要改修区間)
	都市的土地利用を図る区域
	土地利用検討エリア
	既存集落地等
	地域活動拠点
	鉄道
	東名高速道路
	国道
	主な道路
	行政界
	都市計画区域界





6-5 都市景観の基本方針

－魅力的で個性的な都市の顔づくりの実現に向けて－

《基本的な考え方》

本市には、日本の原風景とも言える茶園・田園風景やそこでの営農風景が数多くあるほか、時代の流れの中で、本市がこれまでに歩んできた歴史を垣間見ることのできる歴史建造物の風景や、地域に根付いた伝統文化・風習に触れることのできる祭りの風景があります。これらの本市が誇る豊かな表情を有効に活用し、来訪者への‘魅せ場’を創出することで、本市の魅力と付加価値の向上を図ります。

そのため、都市景観の基本方針のテーマを「－魅力的で個性的な都市の顔づくりの実現に向けて－」とし、「豊かな自然景観の保全と活用の方針」、「魅力ある市街地景観等の形成方針」、「豊かな生活景観の形成方針」及び「歴史・文化景観の形成方針」に分類して、それぞれの基本方針を明確にします。

また、市民や地域住民、また事業者等があらためて本市の景観の大切さ・良さに「気づき」、「活かす」ための取り組みとして、行政との協働による「菊川市景観計画」の策定について検討を進めます。

◆「豊かな自然景観の保全と活用の方針」の基本的な考え方

- ・ 骨格的な緑地景観や、既存集落地と一体となった里山景観の保全と活用を図ります。
- ・ 日本の原風景とも言える一団の茶畑・田園風景の保全と活用を図ります。
- ・ 良好な眺望景観と眺望点の保全を図ります。

◆「魅力ある市街地景観等の形成方針」の基本的な考え方

- ・ 都市拠点など多くの人が集まる市街地では、交流による賑わいの風景と、それを引き立てる良好な街並み景観の形成・誘導を図るため、地区計画などのきめ細かなルールに基づくまちづくりを推進します。
- ・ 住宅市街地では、落ち着きのある定住環境を確保するため、地区計画などのきめ細かなルールにより、水や緑を活かした良好な街並み景観の形成・誘導を図ります。
- ・ 道路などの公共空間は安全性と快適性を備えた景観形成を図るとともに、屋外広告物条例などの適正な運用により、秩序ある道路沿道空間の形成を図ります。

◆「豊かな生活景観の形成方針」の基本的な考え方

- ・ いきいきとした市民生活や都市の活力を表現する賑わいの風景を大切にします。
- ・ 水田や茶畑などで見られる営農風景は、農村の営みを感じさせる心和む風景として、また地域の伝統行事の風景は、地域コミュニティの形成・維持を図るとともに観光客との交流・ふれあいを創り出す風景として大切にします。

◆「歴史・文化景観の形成方針」の基本的な考え方

- ・ 地域固有の歴史・文化的資源は、地域の歩みを学ぶ生きた教材であり、資源の保全と活用、また発信についての取り組みや共通認識の深化を図ります。

(1) 豊かな自然景観の保全と活用の方針

①自然・緑地景観の保全と活用

- ・ 北部山間地や牧之原台地などの骨格的な緑地景観や、里山や樹林地などの生活に身近な緑地景観は、市街地及び既存集落地等の良好な借景として保全するとともに、自然とのふれあいの場、憩いの場として活用を図ります。
- ・ 河川やため池は、うるおいのある水辺景観として保全を図るとともに、多自然型工法などの導入を推進して、自然に触れ合える親水空間の形成を図ります。

②田園・茶園景観の保全と活用

- ・ 菊川などの河川周辺に広がる一団の優良水田地は、菊川市を田園都市として印象づける重要な景観要素であるため、積極的な保全を図ります。
- ・ 上倉沢の千榎などの棚田の風景や牧之原台地に広がる茶畑などの風景は、菊川市をPRする重要な景観要素として、また市民の心に残る長閑な農村の原風景として積極的に保全を図ります。また、農業体験・農業学習などの機会を通して、田園や茶園が創り出す景観の重要性と必要性について市民意識の高揚を図ります。
- ・ 水田地域や里山などの周辺に点在する既存集落地等については、農家住宅を主とした趣のある建築物や生け垣・屋敷林等の保全を図ることにより、周辺環境の保全と、それらに調和した落ち着きのある良好な農村景観を大切にします。
- ・ 農地の荒廃化による農村景観の悪化を防止するため、耕作放棄地等については、市民の農業体験・農業学習の場などとしての活用を図ります。

③眺望景観の保全と環境整備

- ・ 菊川中央公園や井成山、石山公園や獅子ヶ鼻砦跡などでは良好な眺望景観が得られることから、眺望点としての維持・保全を図ります。
- ・ 富士山への眺望が得られる景観スポットを保全するとともに、富士山が水田に写り込むなど、地域ならではの特徴的な景観を大切にします。

(2) 魅力ある市街地景観等の形成方針

①魅力ある市街地景観の形成

- ・ 菊川駅周辺や下平川周辺においては、商業・業務系市街地ゾーンとして賑わいのある景観形成を図ります。また、幹線道路沿いのロードサイド型の商業集積地については、周辺の住環境や自然環境と調和した景観形成を図ります。

- ・住宅を主体とした市街地においては、ゆとりとうるおいのある良好な街並み景観の形成・創出を図るため、地区計画等の制度の活用などにより、建築物の適切な配置誘導と生け垣・庭木等による緑化を推進するとともに、地域による花いっぱい運動等の取り組みを促進します。
- ・道路等の公共空間については、公共施設の機能性と安全性を確保しながら、通行する車両や歩行者が「快適さ」や「楽しさ」を感じることができる景観形成を推進するとともに、ポケットパークなどによる、たまり空間の創出を図ります。
- ・市街地などにおける良好な景観の形成と風致の維持を図り、また安全な都市活動を支えるため、屋外広告物の規模・意匠・個数などについて適正な設置誘導を図ります。

②幹線道路等の沿道景観の形成

- ・県道掛川浜岡線や県道掛川浜岡線バイパスなどの主要な幹線道路は、菊川市を訪れる観光客や通過車両等に菊川市をイメージづける重要な役割を有しているため、道路沿道の良好な街並み形成を図るとともに、屋外広告物などの適正な設置誘導を図りながら、周辺の自然環境や水田景観に調和した道路景観の形成を図ります。

(3) 豊かな生活景観の形成方針

- ・商店街や商業地での買い物などの生活風景は、いきいきとした市民生活や都市の活力を表すものとして、大切にします。
- ・緑豊かに広がる田園・茶園風景は農村の原風景を表す貴重な資源・財産として保全するとともに、田植えやお茶摘みなどの営農風景は、地域住民やそこを訪れる人々に四季の移り変わりや農村の営みを感じさせる重要な要素として大切にします。
- ・潮海寺八坂神社祇園祭りなどに代表される歴史ある伝統行事は、地域コミュニティの形成に大きく寄与しているとともに、観光客等との交流の場・ふれあいの風景を創り出す重要な要素であるため、積極的な保全・維持を図ります。
- ・市民の景観に対する認識を深めるため、良好な景観に自ら「気付く」ことができる意識の醸成を図るとともに、市民・事業者・行政等の協働により、景観の保全や修景などを推進して、誰もが愛着と誇りを持つことができる生活景観の形成を図ります。

(4) 歴史・文化景観の形成方針

- ・市内に存する歴史・文化的資源と、それらを背景とする人の営みを保全・継承するとともに、資源のネットワーク化や案内施設の充実などの環境整備を推進します。
- ・塩の道公園などの街道文化を表す特徴的な資源の保全に努めます。
- ・市内に多く存在する桜の名所などの観光資源の保全と有効活用を図ります。

都市景観の基本方針図



凡 例	
	自然緑地
	自然公園（新緑街道沿道緑地自然公園）
	骨格的な緑地景観
	生活に身近な緑地景観
	農業保全地
	良好な田園・茶園景観
	良好な眺望ポイント
	主要な自然・観光資源
	主要な歴史・文化的資源
	良好な水辺の景観（河川）
	良好な水辺の景観（池）
	都市的土地利用を図る区域
	土地利用検討エリア
	既存集落地等
	地域活動拠点
	鉄道
	東名高速道路
	国道
	国道（構想道路）
	主な道路
	主な道路（構想道路）
	行政界
	都市計画区域界

